

令和2年第1回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年3月4日（水） 午前9時30分開議
2. 招集場所 大木町役場議会議場
3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正
4. 欠席議員 なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志
6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也
7. 議案の題目
 - ①会期の決定について
 - ②町長の施政方針について
 - ③専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大木町一般会計補正予算第4号）
 - ④職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ⑤学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止について
 - ⑥大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- ⑦大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑫大木町少人数学級編成の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定について
- ⑬令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）について
- ⑭令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- ⑮令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- ⑯令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）について
- ⑰令和2年度大木町一般会計予算について
- ⑱令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について
- ⑲令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑳令和2年度大木町水道事業会計予算について
- ㉑町道の路線の廃止について
- ㉒大木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ㉓人権擁護委員候補者の推薦について
- ㉔大木町選挙管理委員会委員の選挙について
- ㉕大木町選挙管理委員会補充員の選挙について
- ㉖一般質問
- ㉗大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉘大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉙諸般の報告
- ㉚会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

令和2年3月第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で、世界的な対策が取られている中、本町におきましても臨時休校や卒業式・卒園式の縮小した開催、町主催や共催の集会・イベント等の自粛、議会におきましても本殿など議会報告会の中止など、感染の封じ込めにご協力をいただき、町民の皆様にも大変ご不自由をおかけいたしております。しかし、今こそ町民一丸となってこの脅威に立ち向かい、この危機を乗り越えてまいりたいと考えております。

しかし、一部では誤った情報の流布により、転売目的の生活物資の買い占めや過剰な物資の買い込みなども発生しております。こういう困難なときだからこそ、日本人として冷静に、尊厳と誇りを持った思いやりあふれる行動をしようではありませんか。皆様のご理解とご協力を改めてお願いいたします。

そうした中、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ、全員元氣にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会には、議案第1号から第20号まで、多岐にわたる議案が提出なされております。その中でも新年度予算を審議する重要な議会であります。町政運営の方針につきましては、この後町長から説明がありますが、議案内容については、それぞれ担当課長から詳しく説明がなされます。特に、本年度卒業をされる境総務課長と北島企画課長には、悔いの残らぬ存分な説明を願いたいと思います。

いずれの議案も、町政運営上重要なものであり、町政発展、住民福祉の向上につながるものと思います。十分に議論を尽くし、円滑に議事を進められるようご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎま

したので、議会は成立いたします。

ただいまから令和2年第1回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は、安藤代表監査委員にご出席をお願いいたしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月27日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。小島裕司委員長。

小島委員長 皆さん、おはようございます。

去る2月27日、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回大木町議会定例会の会期、日程等について協議した結果、会期を本日から3月19日までの16日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長報告といたします。

議長 お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から3月19日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から3月19日までの16日間と決定しました。委員長、ご報告ありがとうございました。

日程第2、ここで、議案審議に入る前に町長の挨拶を許します。境町長。

境町長 皆様、おはようございます。

本日ここに令和2年第1回大木町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

今年は、桜の開花も随分早くなると予想されておりますが、3月に入り、日増しに春の気配が感じられるようになり、議員各位におかれましては、ますますご健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本定例会には、令和2年度の一般会計予算、特別予算を上程いたしております。したがって、若干時間をいただき、令和2年度の町政運営の基本的な方針と主要施策につきまして所信の一端を述べさせていただき、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、昨年12月に中国河北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、1月15日に国内でも初めて感染者が確認され、2月19日には福岡県内でも感染者が確認されるなど、さらに国内で感染が拡大しつつあります。2月25日には、厚労省が新型コロナウイルス感染症対策の基本指針を示し、感染症拡大を防止するため、イベント等の開催の再検討と感染拡大の防止対策を呼びかけました。本町といたしましても、これまでに4回の対策本部会議を開催し、適時対応してまいりましたが、3月末までの町主催・共催イベントは原則中止または延期することとし、団体、地域などへも同様のご協力を呼びかけておるところでございます。

また、国の呼びかけに対応し、小中学校においては3月2日から春休みまで休校することといたしました。町民の皆様には何かとご迷惑をおかけすることと存じますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年末から今年2月にかけては、記録的な暖冬となり、農産物の生育や価格にも大きな影響が生じました。昨年の夏は、観測史上最も遅い梅雨入りと水不

足、その後の2度にわたる記録的な豪雨、東日本を襲った台風など、異常気象による災害に次から次に見舞われた年でありました。また、一昨年は西日本豪雨、3年前は九州北部豪雨と、毎年災害に見舞われ、山ノ井川の越水、農地の冠水など、本町においても大きな被害をもたらしています。長期予報によると、今年の夏も平年並みか平年より暑い夏になることが予想されており、台風や豪雨による災害の発生が懸念されることから、災害への備えや発生時の対応には万全を期してまいります。

気候変動の影響による異常気象は年々深刻さを増しており、本町では昨年12月議会において気候非常事態宣言を、議会のご承認を経て公表いたしました。町民の皆さんと連携し、災害や猛暑対策などの適応策、効果的な温室効果ガスの削減対策を推進してまいります。

さて、大木町第5次総合計画は、令和2年度が10年目の最終年度となり、集大成の年を迎えておりますが、6つの分野目標の達成状況や課題を検証し、次期第6次総合計画に反映させていく必要があります。本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、これまでの社会のありようが大きく変わる中でも、町民の皆様が暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを目指すことが求められています。少子高齢化・人口減少に伴う縮小社会に備え、自治体経営の考え方を根本的に見直すことが必要であり、そのことを前提に第6次総合計画を策定し、今後のまちづくりビジョンを描いていかなければなりません。

すなわち、持続的な行政運営と住民自治を両輪として、住民と行政が同じ目標を持ち、住民と行政の協働によるまちづくり計画として第6次総合計画を策定してまいります。とりわけ、いつまでも安心して住み続けられる地域を目指して、地域の困り事を自ら解決できる自立した地域社会を実現するために、校区まちづくり計画を第6次総合計画の中に位置づけることとしております。ま

た、行政経営改革を断行し、縦割りの事務事業を整理するなど、効率的な行政運営の実現と地域との協働推進体制を充実させることが必要だと考えております。

それでは、令和2年度の予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度の主な施策の概要を申し上げます。

令和2年度は、第5次大木町総合計画の総仕上げの年度として、事業や個別計画、時代の変化に伴う喫緊の課題に対応する事業との整合性を図りながら、行財政改革を着実に推進するため、既存事業の徹底した見直しと併せて予算編成を行ったところでございます。令和2年度の大木町一般会計当初予算は、総額61億7,900万円となり、前年度当初費2億5,700万円、4.3%の増加となっております。また、繰入金は財政調整基金から3億1,000万円、公共施設整備基金から9,700万円、大木町夢あふれるまちづくり基金から820万円とし、前年度当初費マイナス33.8%、2億1,180万円の減となっております。

第5次大木町総合計画に掲げます将来像実現のための3つの分野目標の施策に従いまして、その概要を申し上げます。

まず、「水と緑輝く環境先進のまち」についてであります。

地球温暖化対策事業では、昨年12月議会定例会において議決いただきました気候非常事態宣言の目標である、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会を実現するための対策を推進してまいりますが、令和2年度においては、近年の気候変動が非常事態であることを住民の皆さんと共有するとともに、脱炭素社会の実現に向けた行動計画の策定を目標に、あらゆる世代へ呼びかけた町民会議を開催するための費用として、アドバイザー謝金、委員報酬など報償費11万3,000円、また二酸化炭素を排出せず、環境への負荷の少ない

再生可能エネルギーの利用促進を図るために、従来の太陽光発電システム設置費補助事業に加え、新たにV2Hシステム設置に対する補助事業として、地球温暖化対策支援補助金を330万円に拡充しています。V2Hシステムを設置することで、電気自動車にためた電力を家庭内で使用したり、太陽光発電で作った電力を電気自動車に充電することができるなど、電気自動車を蓄電池として使用することが可能となり、災害による停電時の非常用電源として利用することが可能となります。

また、役場の公用車を電気自動車へ切り替えることで温室効果ガス削減につながり、災害時の非常用電源としても活用できることから、電気自動車購入費として411万9,000円を計上しています。

「循環のまちづくりの推進」では、プラスチックの一次選別及び資源化施設であるYKクリーンにおいても稼働から2年が経過し、プラスチックの回収量は、前年度比約20%増加するなど、安定した事業運営を行っております。令和2年度からは、本町とみやま市、柳川市に加え、新たに筑後市、大川市及び大牟田市が搬入を予定しており、総回収量として約1,000トンを見込めるなど、さらに安定した事業運営を展開できるものと期待しております。

また、一般社団法人サスティナブルおおきを指定管理者として、バイオマスセンターと環境プラザの運営管理を行わせるため、指定管理委託料として、それぞれ7,684万5,000円と1,482万9,000円を計上いたしております。バイオマスセンターについては、稼働後13年が経過し、設備の経年劣化が心配されますが、これからも予防保全を徹底し、事故や設備の故障を未然に防止するとともに安定運営に努め、生ごみ分別の徹底と液肥の安定利用を推進してまいります。さらに、もったいない宣言のこれまでの施策をさらに推し進め、町民の皆様の協力によりごみ分別をさらに推進するため、中学生提

案事業であるごみ分別アプリの導入及びアプリ使用料として21万4,000円を計上しております。

本町のシンボルであり、町民生活にも欠かせない堀の整備保全につきましては、平成28年3月に策定いたしました大木町堀なおし計画の考え方を踏襲し、基本的な整備方針を定めた上でしっかりと取組を進めてまいります。本年度の土地改良区地区外水路整備は、大莞小学校周辺水路のり面補修事業を実施するほか、県単事業であります次期農村環境整備事業実施計画の策定を行い、集落内水路の整備を進めるため、早期の事業着手を目指してまいります。また、水路敷の雑木を処理するための粉砕機を購入する費用として396万円を計上し、各地区と協力しながら雑木の除去を行ってまいります。

上水道の充実につきましては、町民生活や産業活動に欠かせないライフラインとなっている現状を踏まえ、安全な水を地震等に耐え得る強靱な施設により供給することで、持続可能な水道事業の実現を目指すことが必要であることから、第1期配水管路耐震化事業に伴う水道事業会計への出資金として4,300万円を計上いたしております。

生活排水処理の充実では、堀の再生に向けた合併処理浄化槽の普及促進に当たり、合併処理浄化槽設置補助金3,682万3,000円を計上いたしております。また、発足から6年が経過し、合併処理浄化槽設置者のうち93%の加入を得て設置者負担の軽減対策や設置者による適正な維持管理を支援し、また講習会では、昨今の異常気象による災害発生を予測した対応策についてなどの情報提供を行うなど、先進的な活動をしていただいている一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会に対する助成金2,015万4,000円を計上いたしております。

2番目は、「誰もが元気になる健康福祉のまち」についてでございます。

子育て支援の充実については、若い世代の定住を推進するためには、総合的な子育て支援策の充実・質の高い子育てサービスの提供が必要であり、令和2年4月から、子育て世代包括支援センターを開設いたしますが、現在の子育て支援センター事業に加え、母子保健事業を統合し、また新規に産婦健診の助成の予算として135万円を計上しており、職員配置も含め妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を充実させます。

学童保育所運営につきましては、平成30年度には木佐木学童保育所の増設により、町内全ての学童保育所施設の増改築を行い、入所希望者の待機ゼロを実現するために施設の充実を図ることができました。運営は引き続き、NPO法人「ほっとかん」へ委託し、3学童6クラブの運営費及び障害児受入れ推進事業費として指定管理委託料4,487万5,000円を計上いたしております。

また、子育ての負担を軽減するために、様々な支援制度を実施しております。こども医療費の自己負担を中学3年生まで無料とする費用を含め、こども医療対策費7,526万4,000円を計上しているほか、多子世帯応援事業、令和元年10月からは子育て世帯転入ポイント、出生ポイントの進呈、令和2年度からふるさと納税寄附金を生かした夢あふれるまちづくり事業の一環として、本町で生まれた赤ちゃんに町内事業所から取り寄せた木製プレート食器など、お祝いの品を届ける赤ちゃんギフト事業費として新たに240万円を計上いたしております。

さらに、保育の充実については、保育所の待機児童問題や保育士不足問題に対応するために、多様な保育事業として1,243万7,000円、保育士の負担軽減、資質向上、保育士の確保を支援する補助事業として500万8,000円を計上いたしております。

地域福祉の充実、高齢者支援、障害者支援につきましては、主に地域に根差した福祉活動を展開している民生委員・児童委員協議会への助成金として281万2,000円、社会福祉の充実に向けて事業を展開している社会福祉協議会への助成金2,236万2,000円を計上しており、そのほか各関係機関・団体との連携を密にして福祉の充実に努めてまいります。

高齢者支援では、ひとり暮らしの高齢者など、または介護をしている家族に対して、住宅で安心した生活が継続できるよう支援するため、高齢者の在宅生活支援事業として597万円を計上しています。

また、町民の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的に、介護予防日常生活支援総合事業として1,677万3,000円、介護が必要になった状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町と地域と様々な関係者が連携して医療、介護、予防、住まい、生活支援などを一体的に提供していくための仕組みである地域包括ケアシステム構築の実現に向け、地域での高齢者の生活を支援していくための生活支援体制整備事業委託料1,143万4,000円、認知症施策の推進のための認知症初期集中支援委託料65万6,000円、認知症カフェ委託料80万3,000円、さらには地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進するための在宅医療・介護連携事業委託料211万2,000円を計上しています。

障害者支援につきましては、障害者地域生活支援事業として1,926万7,000円、障害者自立支援事業として3億544万5,000円、障害者医療給付事業として1,168万6,000円をそれぞれ計上し、様々なライフスタイルにおいて適切な福祉サービスの提供や相談支援、医療費助成などを実施することが、障害のある人が地域において安心して暮らすことができるよう、関係機関とも連携しながら支援をしてまいります。

「健康づくり・医療体制の充実」につきましては、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加により、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費は県内でも高額で推移し、平成26年度から7年連続で福岡県高医療費市町村の指定を受けるなど、国保財政の逼迫につながっており、このままでは国保財政が維持できなくなることから、医療費削減対策が喫緊の課題となっています。特に、病気を重症化させないために特定健診、特定保健指導の実施率を向上させること、一人一人が健康に関心を持ち、病気を予防するために積極的に健康づくりに取り組めるようにすることなど、町ぐるみで健康づくりの推進は本町にとって最も重要な課題となっております。

地域における健康増進対策の柱として、アクアスポーツクラブをアクアと事業統合し、町民の健康づくりの拠点としてさらに充実させ、地域と連携した健康づくり体制の構築を図るための費用として、大木町健康づくり公社指定管理料4,043万3,000円、アクアス大喜楽サロン委託料として304万2,000円を計上いたしております。また、生活習慣病の早期発見、早期治療のため、各種がん検診等をはじめとする健康増進事業として1,795万5,000円、感染症の予防や蔓延防止のための予防費として4,950万7,000円を計上しており、町民の健康増進を図り、健康寿命を延ばす対策を推進してまいります。また、健康福祉棟の空調が老朽化し、更新が必要なことから、健康福祉棟空調機器更新工事費として5,248万1,000円を計上いたしております。

3番目は、「次代を担う人を育む教育文化のまち」についてでございます。

学校教育の充実については、不登校など配慮が必要な児童生徒への対応の強化を図るため、指導主事を2名体制にするほか、スクールカウンセラーによる相談体制を年間60時間上増しし、トータルで年580時間と強化しています。

さらに、これまで配置しておりました学校問題研究相談員を廃止して、不登校の児童生徒などにきめ細かに対応していくために、教職員OBなどによるスクールライフサポーターを新たに配置していく費用として80万円を計上いたしております。

令和2年度からスタートする新学習指導要領において、小学校に外国語、英語科が必修化されることに伴い、英語授業に係る教職員の支援を図ることとしています。また、プログラミング教育を視野に入れた学校ICTの環境の更新を円滑に行うとともに、学校現場で有効活用できるようICT支援員を配置いたします。保護者の経済的負担の軽減を図るための新たな取組として、小学校新1年生が入学時に購入するいわゆるおけいこ道具について、町で購入して貸与することとし、そのための費用として47万6,000円を計上したほか、経済的に困窮している保護者に対する就学援助費を小中学校合わせて1,706万1,000円を計上いたしております。また、学校給食費助成事業についても引き続き実施するための費用として715万円を計上いたしております。

生涯学習の推進につきましては、今年5月に開館10年の節目を迎える図書情報センターでは、記念式典を開催することとしています。また、図書情報センターを中心に体育館やホール、子育て交流センターなどの多様な施設が立地する出会いの広場「こっぽーと」を、さらに魅力ある空間としてブラッシュアップしていくためのプランづくりを九州大学と連携して取り組むための費用として33万7,000円を計上いたしております。

スポーツの振興では、雨漏りによる床や壁が劣化している総合体育館の大規模改修に係る工事費2億5,692万円を計上いたしております。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る記念事業として、パラリンピック聖火リレーフェスティバルを実施するための費用として23万円を計上いたし

ております。

芸術文化の振興につきましては、本町では実施できない質の高い美術や舞台芸術などの作品に触れてもらう機会をつくるため、昨年からスタートさせた久留米市美術館・久留米シティプラザと連携して行う芸術鑑賞事業に16万3,000円を計上いたしております。

4番目に、「豊かで活力に満ちた元気産業のまち」についてでございます。

本町の基幹産業である農業の振興につきましては、土地利用型農業振興事業として国が重点作物と位置づけた小麦、大豆等の作付拡大、品質向上を推進する農業振興助成事業や、農業・農村の有する多面的機能を維持発揮させるための共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業など合わせて6,292万7,000円を計上しておりますが、新年度より活動組織の広域化により、多面的機能支払交付金事業資源向上支払交付金の施設の長寿命化事業に着手することから、本事業費は前年度比較で2,406万円余の増額としております。

また、農業の担い手確保、育成を柱とした農業担い手支援事業として、農業次世代人材投資資金、旧青年就農給付金や、認定新規就農者が共同で機械を導入する場合に支払う新規就農者機械共同利用支援事業のほか、令和2年度からはふるさと納税夢あふれるまちづくり事業の一環で、新たに新規就農者が移住する場合や転入する場合の新規就農者移住定住促進事業費として410万円を含め5,553万4,000円を計上いたしております。

土地改良施設維持管理事業として、大木町土地改良区が実施した基盤整備事業元利償還金補助や国営造成排水施設維持管理負担金などに9,617万5,000円、農業振興地域整備事業として農振全体の見直しのための委託費などに436万1,000円、施設園芸型農業振興事業として、本町特産品であるイチゴ、アスパラガス等の生産を維持・拡大し、産地として確立するための特

産農産物産地確立対策事業や活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金などに1億3,572万9,000円、おしゃれな農村（まち）づくり事業として、道の駅及び地域創業交流支援センターの管理運営委託料や多子世帯応援事業であります地産地消推進事業費などに2,382万円を計上いたしております。

商工業の振興につきましては、商工振興事業として町内中小事業所の育成、振興を図るための中小企業預託金融資や地域振興券プレミアム助成、大木町住宅改修補助金など9,338万2,000円を計上いたしております。

地方創生費では、地域創業交流支援センター推進委託業務費2,761万2,000円ほか、平成31年度より創設しました各種検診の受診率の向上や健康づくりの推進、子育て支援、行政活動への住民参加と地域経済の好循環をつくり出すための地域ポイント制度関連事業費として475万7,000円など、3,293万2,000円を計上いたしております。

5番目は、「さらなる発展の基盤が整ったまち」についてでございます。

道路・交通網の充実につきましては、基幹的な道路の整備は国の交付金事業により対処し、比較的規模が小さく、幅員の狭い道路は交付金事業及び単独事業により計画的にかつ効率的に進めてまいります。具体的には、道路維持費として町道の補修工事費、大雨時に冠水する道路のかさ上げ工事費などとして6,500万円、道路新設改良費として自転車歩行者道整備事業では、町道10号線花宗川三八松信号の整備事業費として橋梁架替え工事費に5,000万円、狭隘道路整備工事として703万円を計上いたしております。

消防・防災体制の充実につきましては、常備消防費として久留米広域市町村圏事務組合を構成する4市2町を管轄する久留米広域消防本部負担金として1億5,243万円を計上し、新規事業として筑後地域消防通信指令センターの司令システム・デジタル無線設備改修整備及び本部庁舎非常用発電機外改修工

事が予定されています。また、非常備消防費では、新規事業として福岡県消防ポンプ操法大会出場費556万7,000円、経年劣化した小型動力ポンプ付積載車更新費746万6,000円など、4,027万2,000円を計上し消防団の充実・強化に努めてまいります。

また、防災施設・施設整備事業として防災行政無線の操作卓、拡声装置及び子局などのバッテリー交換工事528万円、住宅の75歳以上で構成される世帯を対象として防災行政無線戸別受信機を整備する費用として104万5,000円など、さらなる防災対策の充実強化を図ってまいります。

情報化の推進につきましては、現在の総合行政システムのリース期間が終了するために、令和4年2月の本格稼働を目指す総合行政システムリプレイスに要するデータ移行プログラム設定開発委託料1,048万円を計上し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に努めてまいります。

最後に、「みんなの力で未来をつくるまち」についてでございます。

本格的な少子高齢化社会、人口減少社会を迎える中で、いつまでも住み続けられる活力ある地域社会を築いていくためには、地域の自治活動や校区活動が活性化し、自分たちの困り事は自分たちで解決できる自立した地域づくりが欠かせません。令和3年度から始まる第6次総合計画では、校区まちづくり計画を位置づけ、行政と地域、住民が両輪として協働のまちづくりを実現できる計画づくりを目指します。第6次総合計画を地域の声を反映して、職員自らつくるためのアドバイザー謝金や費用弁償の費用として201万円、協働のまちづくりの推進やコミュニティ活動の活性化に向けて、校区における独自活動を支援する提案事業助成金、行政区単位のコミュニティ活動支援など合わせて1,609万1,000円を計上いたしております。

また、男女誰もが個性と能力を十分に発揮できる豊かなまちを実現するために、大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例や第2次大木町男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画を推進する費用として、男女共同参画活動助成金22万5,000円など、70万3,000円を計上いたしております。

さらに、全国から寄せられるふるさと納税寄附金につきましては、その使い道について夢あふれるまちづくり事業を活用し、納税者の皆様から納得いただけるように推進してまいります。

以上、令和2年度の町政運営に臨む私の所信の一端と主要施策の概要について申し上げましたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会を前に、効率的な行政運営を徹底するとともに、町民の皆様との協働の取組を進めながら、本町の強みを生かした持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

なお、今回の定例町議会に提案させていただきます議案は、専決処分の承認を求めること1件、条例の一部を改正するもの7件、新たな条例の制定1件、条例の廃止1件、予算関係といたしまして、令和元年度の一般会計などの補正予算案が4件、令和2年度当初予算案として一般会計及び2つの特別会計と水道事業会計の合計4件、町道路線の廃止について1件、委員の選任について1件の総計20議案及び委員候補者の推薦の諮問1件となっております。いずれの案件も、町政運営上緊要なものでございますので、慎重なるご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

- 1、処分件名。令和元年度大木町一般会計補正予算（第4号）
- 2、処分年月日。令和2年2月5日。

以上です。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、ふるさと納税寄附金について、本年度に想定していた額を超える寄附金が寄せられたため、想定額を超えた分の事務委託料などを新たに支出する必要が生じたことから、これを補正予算として計上し、令和2年2月5日付で専決処分を行ったものでございます。

内容といたしましては、令和元年度大木町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ568万3,000円を追加し、それぞれの合計を62億5,

100万6,000円として計上いたしております。歳入では、ふるさと納税寄附金568万3,000円の増、歳出では、インターネット決済手数料128万3,000円の増、支援業務委託料440万円の増を計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳入歳出続けて説明をお願いします。
的場会計課長。

会計課長 それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

本案は、ふるさと納税事業において諸般の事業により本年度寄附想定額3億円を見込んで必要経費の予算化をしておりましたが、12月末日時点において4億8,500万円を超える寄附が寄せられ、2月中に支払うべきクレジット決済手数料及び業務委託料の不足が見込まれ、補正予算を計上するため、令和2年2月5日付専決第1号として補正予算第4号の専決処分を行ったものです。

それでは、まず、歳入予算のほうから説明いたします。

予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

16款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金568万3,000円の補正です。

1節総務管理寄附金は同額です。ふるさと納税寄附金を充てております。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費で568万3,000円の補正です。

12 節役務費128万3,000円、13 節委託料440万円を計上しております。

内容といたしましては、右側説明欄をご覧ください。

役務費では、インターネット決済手数料でクレジット決済手数料として128万3,000円、委託料では、支援業務委託料としてふるさと納税事業における管理運営業務委託料として440万円を計上しております。

以上で、歳出予算補正の説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第1号本案については、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第2号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定す

ることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第2号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員及び県費負担教職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第2号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

条例の改正案並びに参考資料の1ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正につきましては、学校等における県費負担教職員の任命権者は県の教育委員会でございますが、職員のサービスの宣誓については当該職員

の身分の属します市町村で定める必要があるので、県費負担教職員に関する規定を追加するものでございます。

次に、第3項では、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員の服務の宣誓について定めるものでございますが、会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や手続が様々であり、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいことから、別段の定めをすることができると規定するものでございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第2号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第3号学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止について。

次のとおり学校職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第3号学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例を全ての職員に対して適用するため、この条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第3号学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止についてご説明いたします。

議案書の条例の廃止案をお願いいたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、先ほど議案第2号で議決をいただきました職員のサービスの宣誓に関する条例、これを全ての職員に対して適用することから、正規職員、それから4月からスタートいたします会計年度任用職員、それから県費負担教職員、全ての職員に対しまして適用することから、学校職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することといたしております。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第3号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号学校職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第3号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第4号大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第4号大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続上における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第4号大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

参考資料、新旧対照表とも2ページをお願いいたします。また併せまして議案書の条例改正案をお願いいたします。

第6条第2項の改正でございますが、従来の行政手続オンライン化法では、書面等により行うこととされています申請などについて、書面によることに加え、オンラインにより行うことを可能とするためには、これまでオンラインにより申請等を行った場合の正副本の取扱いを個別の法令で定めることが必要でございましたが、改正されましたデジタル行政推進法では、正副本の提出方法も含めて個別法令に規定する方法により行われたものとみなすこととされたため、従来のオンラインにより申請等を行った場合の正副本の取扱いを規定いたします第6条第2項を削除するものでございます。

なお、この条例は交付の日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号大木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第4号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第5号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第5号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの身分が厳格された地方公務員法の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬について所要の規定を整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第5号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の条例改正案、並びに新旧対照表等の3ページから8ページをお願いいたします。

第4条の2の改正は、一般職及び常勤の特別職の職員が非常勤特別職の職を兼ねる場合は、原則として非常勤特別職の報酬を支給しないものでありますが、このたびの非常勤特別職の見直しに伴い、新たにスポーツ推進委員を追加するものでございますが、スポーツ推進委員の活動の多くは、休日のほか大木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則で定めます職員の勤務時間以外の時間に行われるため、この規定を削除するものでございます。

次に、第6条の改正は、既に第5条で規定をしておるため削除をするものでございます。

別表第1の改正は、地方公務員法の改正により法令等で定められた委員や委

員会の構成員及び専門的な知識、経験等を有する者が非専務的に公務に参加する労働性の低い職などに限定されました特別職の職員で非常勤のものの区分及び報酬額を規定するものでございます。

なお、これまで大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例並びに施行規則で定めていた区分のもので、改正します条例における特別職の職員で非常勤のもの以外の者につきましては、大木町報償費の支給に関する規定に基づき、報償費として従来どおり支給することとなります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番小島裕司議員。

小島裕司議員 今回の条例改正の中では、今課長のお話しされたところとは少し違うのかもしれませんが、別表の中で識見を有する者として、括弧書きで弁護士等、それから上記以外の者ということで費用の金額は7,000円、3,000円と違ってきております。それから、空き家対策等の協議委員に関しては、括弧書きで弁護士及び司法書士と限定されてあります。限定されていない、弁護士等というところの「等」の部分の語句の説明を、今は求めませんが、後ほど議会のほうに提出していただければと思います。どのような方がどのような区分でこの「等」というところに入るのかをお尋ねしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長　では、境課長、後ほどお示しを願いたいと思います。

ほかにございますか。2番野口裕子議員。

野口裕子議員　条例改正とちょっとまた異なると思いますけれども、本日この改正表を見させていただきましてご質問したいことがあります。

学校医の件ですけれども、内科医、歯科医、耳鼻科医、眼科医の金額の違い、1人当たり年額150円というところは同じで、その違いがあるというところはどういう計算法になっているのかなと思ひましてお伺いいたします。

議長　答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長　ご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、大川市のほうがこの報酬の見直しを行うのに伴って、本町についてもその辺についてを少し整合を図るために見直しを行っているところです。内科医と眼科医の違いについては、これまでも差があったわけですけれども、健診の中身がやはり内科医のほうがかなりの時間を要すると、眼科医のほうがある程度短時間に終わると、そういったこともあって基本額に違いが出ているのではないかというふうに認識しております。

以上です。

議長　2番野口裕子議員。

野口裕子議員　この年額150円ということは、ではこの計算が違ってくるということですかね。その根拠もお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 10時 分

再開 10時 分

議長 それでは、再開いたします。野田学校教育課長。

学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

この生徒1人につきというのは、基本額にその分を加算するという意味でございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号大木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第5号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたします。事務局長。

事務局長 議案第6号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第6号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写しなどの写し交付が制度化されたことに伴い、大木町手数料条例の一部につき所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 今回の改正につきましては、住民基本台帳法が改正され、住

民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の附票の写しの交付に要する手数料等を定める必要が生じたため、本町手数料条例の一部を改正するものであります。

本日、お手元にA3サイズ縦の説明資料をお配りしております。この説明資料に沿って説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、この説明資料、新旧対照表を小さくコピーして、右側の概要欄に①から⑩まで、今回の改正の概要を挙げております。この数字に沿って説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回の改正、別表の改正でございます。

まず①の改正でございますが、これは官公署からの請求に係るものを規定した第10条の2第2項を削除したものでございます。これは、本条例第7条第1項第4号により官公署からの請求に係るものは手数料を徴しないと規定しているため、本省中の第10条の2第2項を除いたものでございます。

次に、②でございますが、これは字句の修正で「の」の追加を行ったものです。

③の改正ですが、これも同じく字句の修正です。

④の改正は、別表の摘要欄の「除票を含む」を削除したものでございます。これは、法改正により新たに⑦で住民票の除票の写し等の交付を指定したため、この場より除いたものです。

続きまして、⑤の改正です。先ほどと同じく、官公署分を除いたものです。

⑥の改正は、後ほど⑦で手数料の追加を行いますので、法改正により除票を除いたため、「住民票の写し等」を「住民票又は住民票に記載した事項に関する証明書」に改めたものでございます。

⑦の改正は、手数料の新規追加でございます。法改正により、住民票の除票の写し等の交付に要する手数料を新たに追加したものでございます。

⑧の改正につきましては、官公署からの請求に係るものを除いたものです。

⑨につきましては、法改正により戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたため、事務の内容の欄の「戸籍の附票に関する証明書」を「戸籍の附票の写し」に、手数料の名称を戸籍の附票の写しの交付手数料に、摘要欄の「除かれた戸籍」を「当該戸籍の附票から除かれたもの」に改正したものでございます。

⑩は、手数料の新規の追加でございます。法改正により、戸籍の附票の除票の写しの交付に要する手数料を新たに追加したものでございます。

以上で、大木町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番益田隆一議員。

益田隆一議員 私も本当に勉強不足で申し訳ないんですが、除票の附票の云々言われてもちょっとぴんとかないので、これ要は住民票は今まで出してて、過去の住所が載ってこないということなんですかね。それは別途請求せにゃいかんということなんでしょうか。ちょっと、私はぴんとかないので意味が分からない。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 載ってこないではなくて、そこをきちっと定義された、除かれた戸籍の附票にとかという表現になっているかと思うんですけども、その部分を今回きちっと法のほうで定義されたという形で、それをきちっと手数料条例の中で定義したという形になります。今までも出している分をきちっと整理して手数料条例の中でうたい込んだという今回の改正になっています。

議長 7番益田隆一議員。

益田隆一議員 ということは、今までかかっていたからプラス200円取るとか、そういう意味じゃないですね。

議長 杉税務町民課長。

税務町民課長 今までも出していた分で、今までは手数料条例上は何々等とかという部分で、含んで徴収していた分を今回新たに項目を設けて、きちっとこの分、この分ということで定義をしたという今回の改正になっています。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号については、会議規則第38条第3項の規定

により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。日程第8、議案第6号大木町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第6号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

休憩 10時46分

再開 10時55分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第7号大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第7号大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出。大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第7号大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制

定についての提案理由を申し上げます。

本案は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、人権擁護の社会づくりを推進する必要があるので、大木町人権擁護に関する条例の一部につき、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成28年12月16日から施行された部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、平成15年に施行した大木町人権擁護に関する条例を一部改正するものでございます。

お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、13ページをお願いいたします。

最初に、題名を大木町部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例に改正するものでございます。

続きまして、第1条、目的は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図るための新たな目的を掲げたものでございます。

第3条、町民の責務は、あらゆる差別を解消するための施策に協力すること

を加えることにより、町民の責務をさらに明らかにするものであります。

第4条、町の施策の推進は、町民及び関係機関等と協力をうたうことにより、横の連携強化を推進するものであります。

第2項は、施策の策定及び推進に反映させるために改めることにより、より分かりやすく改正するものでございます。

第4条の次に相談体制の充実、第5条、町はあらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとするを新たに加えることで、相談体制の充実に努めることを明記するものです。

現行の第5条、6条、7条は字句の修正及びそれぞれ1条を加え、6条、7条、8条に改めるものであります。

以上で、大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

日程第9、議案第7号大木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第7号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第8号大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第8号大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、行政等のデジタル化の推進に関し、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第8号大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書の条例改正案並びに参考資料、改正条例の新旧対照表の15ページか

ら24ページまでをお願いいたします。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進に関し、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための格差の是正及び情報通信技術を利用する方法により手続などを行うために必要となる事項を定める必要があるので、この条例を制定しようとするものでございます。

新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

改正の内容は、まず題名を大木町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に改めますとともに、題名の次に目次及び章名を追加するものでございます。

次に、第1条及び第2条の改正では、デジタル行政推進法の規定に倣いまして、目的及び定義について文言の変更をするものでございます。

第3条では、情報システム整備計画の作成及び作成変更したときの公表義務について新しく規定をするものでございます。

第4条では、情報システム整備計画に基づく情報システムの整備や整備に当たっての必要な措置及び見直し等について新しく規定をするものでございます。

電子情報処理組織における申請等を規定しております第5条では、第1項から第3項の改正は、法律の改正に倣って文言を変更するものであり、第4項の改正は、個人番号カード、マイナンバーカードを使用しました電子申請を可能にすることを新しく規定するものでございます。

また、追加いたします第5項では、電子情報処理組織を使用する方法で申請等を行う場合の手数料の納付方法を規則で定めることを、第6項では、申請等をする者を対面にて本人確認を行う必要がある場合や添付書類の原本が必要な場合など、電子情報処理組織を使用する方法での申請等が困難または不適當な場合は規則で定めることを規定するものでございます。

続きまして、第6条では、第1項から第4項までの改正は、法律の改正に倣い文言を変更するものであり、追加いたします第5項は、処分通知等を受ける者を対面で本人確認を行う必要がある場合、また、書類の原本の交付が必要な場合など、電子情報処理組織を使用する方法での申請等が困難または不適當な場合は、規則で定めることを規定しているものでございます。

続きまして、電磁的記録による縦覧などを規定しております第7条及び電磁的記録による作成などを規定しております第8条の改正は、法律に倣いまして文言を変更するものでございます。

第9条から第11条は新しく追加をいたします条項でございます。

第9条では、手続のうち、電子情報処理組織を使用する方法で行うことが適當でないもの、既にこの条例等で電子情報処理組織を使用する方法等を規定している場合などは、この条例の適用除外とすることを規定するものでございます。

第10条では、申請等を電子情報処理組織を使用する方法で行う場合に、個人番号カードや電子情報処理組織を使用して書類の確認ができる場合に、添付書類を省略することができることを規定するものでございます。

第11条では、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう施策を講じることが規定するものでございます。

最後に、第12条の改正は、情報通信技術を活用しました行政の推進に関する状況の公表について、文言の変更を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたすこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号大木町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第8号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第9号大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第9号大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町における宿泊及び滞在の仕組みづくりによる交流人口の増加を図

るため、大木町地域創業・交流支援センター内に簡易宿泊施設等を整備することに伴い、所要の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。広松産業振興課長。

産業振興課長 議案第9号大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料は、新旧対照表の25ページから28ページでございます。

今回の一部改正は、宿泊及び滞在の仕組みづくりによる交流人口の増加を目的に、トレーラーハウスを活用した簡易宿泊所等を整備したことに伴い、その使用料額等を定める必要があるため、改正するものでございます。

まず、第3条の次に、第3条の2を加え、施設の構成を地域創業・交流センターと簡易宿泊施設等であることを定める条文を加えております。

次に、第4条の事業でございますが、現行第4号を第5号とし、第4号において、簡易宿泊に関する事業を加えております。

第9条の使用料の現行の別表を第3条の2を加えた施設の構成としたことから、それぞれ、別表第1、別表第2とし、この関連する条項の第17条及び第20条を下線のとおり改正をしております。

別表第2が、今回整備いたしました簡易宿泊施設等の使用金額を定めているものでございますが、区分、簡易宿泊施設1棟当たりの日中利用と宿泊利用の

2区分、利用者につきましては、町内者と町外者の2分類とし、使用料を定めているものでございます。

また、簡易宿泊施設と併せ、テント類及びタープを装備しておりますので、これらの使用料につきましても定めております。

なお、日中利用におきまして、営利を目的としての利用も想定されることから、売上額の15%の額を加算した金額を使用料として徴収することとしております。

備考欄でございますが、日中及び宿泊の利用時間を定めておりますので、1回当たりの金額であること、別表第2の使用料を支払うものは、別表第1の交流広場の使用料は徴収しないことを、最後に、簡易宿泊施設の施設利用者は、福岡県宿泊税条例に基づき、宿泊税を支払うことを規定しているものでございます。

その他の改正については、条例制定上の基準に基づき、表記方法の統一や字句の訂正を行っているものでございます。

説明は以上でございます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 若干長くなるかもしれないので、あらかじめご了承くださいたいところでございますが、まず、この宿泊施設の料金体系に関しましては、全協のときに申し上げたとおり、私が懸念している転貸のおそれがあるので、その辺のところは重々ご注意いただきたいという点でございます。

これはまた関連質問ということで質問させていただきたいんですが、これは

風のうわさといえますか、私の耳に入ってきますのが、なかなかこのWAKKAの状況が、運営的なものが正常に機能していないという話を少なからずとも聞いているところでございまして、その運営状況が云々というところまでは話はないんですが、一町民の方であり、数人と申し上げておきましょう、数人の方から相談をいただきまして、町のほうでいろいろ創業したいと、要は、開発して、こういう事業を立ち上げたいということで相談がございました。

すごいやる気のある方でございますので、ぜひそのWAKKAのほうにでも相談に行って、やってみたらどうですかと。商工会ではなかなかできないところが、このWAKKAのほうでできるというところなので、ぜひ相談に行ってみたらどうだろうかという話をしたところ、なかなかこのWAKKAのほうでは、相談といえますか、前に進まないような話だったので、どうにかならないだろうかということで、私のほうに相談がございました。

改めてご質問をしますが、ここは、実際、この条例にもありますとおり、起業、創業に関する事業をするセンターということで書いてありますので、そういう方の相談というのは喜んで受け入れるということによろしいでしょうか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 7番、益田議員の質問にお答えいたします。

まず、全協でもございましたが、転貸しにつきましては、条例の第8条におきまして、一応規定がされておりますので、私も全協のときに見落としていました。この場を借りまして、報告いたします。

それと、創業に関する相談についてでございますが、毎月、WAKKAのほうで定例の創業の相談事業がございます。それにつきましては、現在、前田セ

ンター長、また、町の担当係長、商工観光係長でございますけれども、そちらの出席、それとまた、町の商工会の経営の支援という形で、一応3名が入って相談会を行うようになってございます。

相談会については以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 職員が常に常駐されていらっしゃるということですよ。

私も直接お会いして、行って、WAKKAの状況を知っているわけじゃないので、あくまでも相談があった方からの話として捉えていただきたいんですが、その方が感じていらっしゃるのが、要は、職員としては、自分らだけで開発して一生懸命やっているような感じがすると。本来はそういうやる気のある、創業、起業したい方たちを支援する立場に回っていただきたいと。職員はあくまでも、自分たちが開発して、一生懸命やって、こうやっているというんじゃないくて、そういう人たちを支援するためにいるのが職員ではないのかと、そういうところを言っていました。

ですので、職員として配置して、意味を履き違えているのはやはりまずいのかなと。本来は、そういうやる気のある方たちを創業して、支援する立場である、そのWAKKAという施設があるのであれば、そういう施設を有効的に利用して、そういう創業したい方たちを集めるような施設になっていただきたいなど私は思っているんですね。その方本人が感じたのが、そういうふう感じていたものですから、そういうふうに報告させていただきたいんですが、その辺はもう重々分かった上でのあれですよ、一応念のため確認します。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 お答えいたします。

WAKKAにおいては、相談事業という形でそういった定期的な相談が
っているものと、あと、今、益田議員が言われているものは、恐らくキッチン
利用したりとか、そういったことだということによろしいですか。キッチン
を使って何か創業、ではないんですね。

一応、WAKKAの施設は会議スペースとキッチンもございます。それにつ
いては、当然プロジェクトマネジャーの役割といたしまして、食を中心とした
農産物の加工開発ということで、キッチンを使用したり、あと個別に打合せ等
を行うということで会議スペースを使っていることもあるかと思えます。

その辺は、WAKKAのほうと週に1回は打合せをしておりますので、もし
創業相談があつて、そういったスペースを使いたいという方がありましたら、
優先的にというところ、それとあと、キッチン関係でいきますと、アクアスの
北側にあります加工施設もございますので、そちらのほうの利用の促進もとい
うところもございまして、WAKKAのセンター長のほうには、そちらのほう
の紹介もしてくださいということでお伝えはしております。

今回、そういった町民の方からのご意見があつたということでござい
ますので、おつなぎして、そういうことがないような形で進めていきたいと思
います。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 なかなか、まだまだお時間いただきたいところですが、大丈

夫でしょうか。

先ほど申し上げた分と、これは提案なんですけど、例えば、ある1人のやる気のある方がいて、その方がこういう新商品を開発してやっていきたいという商品を考えて、これを、世に出したいということで考えていても、なかなか個人では資金的なものも難しいですよ。そういった点であれば、これは私の一つの考えなんですけど、例えばふるさと納税という、今、ありますよね。この土台に乗らせていただくことによって、例えば大木町でこういう新しい新商品を考えて、ふるさと納税のパフレットに載せるというのは、ものすごく広告力があると思うんですよ。

例えば個人で、仮に、ネット販売に、例えば楽天市場に出すにしても、ものすごくお金がかかると。これはやはり、それでいきなりぽんぽんと売上げが上がるというのもなかなか難しいものですから、そういうふるさと納税に乗っからせていただくという意味を込めて、あそこのWAKKAを利用して、あそこでいろいろ会議して、こういう新商品を開発したと。これを世に出すために、ふるさと納税を土台として考えていきたいという方がおられるとしますよね。とした場合で、1つ問題といたしますか、ちょっとどうかなというところが、思うのが、仮に私が新しい商品を開発したとしますよね。この商品を表に出したいと。出す場合にして、例えばマスクでもいいですよ、新しい新商品のマスクを開発したと、これを売りに出しますと。ネットで商品を出す場合に、株式会社益田でもいいですよ、株式会社益田、住所が出しようがないんですよ。自宅しかないんですよ。分かりますか、言っている意味。

例えば仮に、皆さんが、やはりこれだけネット社会ですから、ネットで買物をされると思うんですけども、いろいろ似たような商品があると。その商品を買うときに、この商品大丈夫だろうかとまず皆さん思われませんか。要は、

まともな商品なのか、まともな会社なのかというのを判断するとき、判断材料になるのが住所だと思うんですよね。私、必ずネットで買うときには、ぼつと下に行って、会社概要を見て、どこにあるんやろうかと見られませんか。これ、私だけですかね。これ多分、10人中ほとんどの方は多分見られると思います。やっぱりちゃんとした会社なのか、ちゃんとした住所なのか。

今は便利なもので、グーグルマップで検索すれば、一発で出るんですよ。例えば、これ、まともな会社なのかなど、会社が例えば株式会社だから、まともだろうと。住所を検索して、グーグルマップにぼんと添付して、地図を見てみると。そうしたら、妙なアパートの一室だったと。例えば変な、自宅だったと。ちょっと抵抗ありますよね。

それよりも、こういうオフィスビルの何階とか、ちゃんとした会社であるという、やはりそういうところで安心感が出てくると思うんですよね。そういう起業を考えていらっしゃる方がものすごく心配しているのが、そういう住所だと。

それをせつかくであれば、このWAKKAを使わせていただければありがたいなということを書いていらっしやったんですね。

今、都会では当たり前になっているんですけども、シェアオフィス、分かりますか。1つの例えばフロアが、10個だろうが20個だろうが、机1つを持ってシェアをしているオフィスがあると。住所はそこを使わせていただいていると。電話番号は全部自分の電話番号になっていると。ただ、住所はそこだと。郵便物に関しては、そこに私書箱を置かせていただいていると。そういうような流れをWAKKAでできないかという提案があったんですよね。

やはり、総合支援でやっているものですから、そういう人たちが、多分、恐らく私に数人会ったぐらいですから、そういう考えを持っている方というのは

恐らく相当な数いると思うんですよね。それがメイドイン大木町で出せるわけなんですよ。メイドイン大木町で、あそこで、WAKKAで住所があって、多分恐らく、その方が商品を出して、ネットで販売しますよね。ふるさと納税でもいいんだけど、出したとします。住所がWAKKAになっていると、ちゃんとしたところで販売しているねと。恐らく、あちこちの何社かあっても、そこWAKKAが出て、WAKKAというあの看板が出ますよね。これ、広告にもなりますよね。WAKKAでやっているんだ、何か大木町面白いことやっているねと。ほかのところからも、もしかしたら、そういうふうに来ていただけるかもしれない。うまくいけば、そういう光回線がつながれば、さらによくなる可能性もあると。

この機に乗って、あそのWAKKAを重点として、あそこで創業支援を発信していると。それぞれの何人もいる人たちがあそこで重点的に集まって、同じような話をするんですよ。やる気がある人たちが、こういう商品いいね、こういうふるさと納税で出さないと。そういう人たちが集まる施設、だから、私、前から言っているように、あそこに無料Wi-Fiをつけたほうがいいと。人が集まる施設に人が寄らないような施設になっているような感じがするんですね。

すみません、私の独断とした話ばかりで申し訳ないんですけど、おまけに、今回の施設、この宿泊施設であれ、我々議会としては、ラーメンを注文したつもりが、できて上がったのは焼きそばだと。これは違うだろうと、というところがいろいろ不満があるところもあるんですよね。なかなか我々との意思疎通ができていない部分もあると思いますけれども、先ほどの創業支援に関しては、そういうやり方、私書箱を持ったり、住所の登記をさせていただくのがWAKKAというだけで、町のバックボーンがあるだけでも全然違うと思うんですよ。

ね。

仮に私が独立して1つの商品を出すにしろ、WAKKAを住所として出していい、登記していいという話であると、やる気が全然違うと思います。

うまくいったら、ふるさと納税に出させていただけるとなると、やる気も違ってくると思うんですね。これはあくまでも提案です。やってくれという話じゃなくて、そういうことをさせていただくと、やる気のある町民の方であり、メイドイン大木町がもっと増えるんじゃないのかなと思いますので、ぜひこれは前向きに検討していただければという質問というよりお願いですね。話が長くなりましたけれども、言いたいのはそれでございます。

それともう1点、先ほど、最初、当初申し上げたとおり、あそこの施設では人員的にもなかなか難しいという、言い方が難しいですね、入れ替わりがっているんですかね、道の駅、私よく知らないんですけど、道の駅であったり、人間の人員不足であったり、そういう点が懸念されているという話を聞きますものですから、そういうところも重々充足していただいて、WAKKAをもうちょっと盛り上げるように、ぜひ、せっかくあそこ、箱をつくって終わりじゃなくて、やはり1億近く投じたわけですから、町民が使わないと意味がないので、町民が使うための施設だと思っておりますので、もっとそういうふうに創業支援のほうでぜひ力をつけていただいて、メイドイン大木町を増やしていただければというお願いでございますので、長くなりましたが、以上でございます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のほうから、いろいろご提案をいただきまして、ありがとうございます。

益田議員が言われるように、本来、WAKKAをどういうふうにするか、言われるような方向で本来使うべきだというふうに私も考えていますし、まだまだ足りないところがある部分については、議員のご意見もご参考にさせていただきながら、ぜひ充実をさせていただきたい。ただこの一言に尽きるのかなというふうに思っています。

例えば自分が何か新しい加工品なりを開発して、販売をしたいという、そういうような希望をお持ちの方、そういう方はぜひWAKKAを活用していただきたいと思っていますし、ふるさと納税の品目としても、上げていただければ、町としても非常にありがたいと。

もちろん、そうすることでふるさと納税の魅力もアップできますし、寄附金額も増える可能性もありますので、そういう役割も含めて、WAKKAは担っているものだというふうに考えております。

先ほど、住所を明記するとき、自宅であれば、消費者の信頼が得にくいのではないかという、そういうようなご指摘もございました。ただ、ふるさと納税に関しては、品目をアップするという事は、町が、いわゆるお墨つきを与えてアップするという事になってくるので、そういう面では、住所の問題以前として、町としてその品目をぜひぜひ自信を持ってお勧めしますよという、そういう意味でもありますので、そういうところは若干、少し安心して買っていただけるのかなという、そういうことでも、ぜひ本当にいろんな品目をふるさと納税の品目として加えていただけるとするのは、本当にありがたいと思っていますし、そういうような応援体制についてはまだまだ至らないところがありますけれども、充実をさせていくように、ぜひ取組を進めていただきたいと思いますというふうに考えております。

シェアオフィスの件につきましてもご提案いただきましたけれども、WAK

KAをすぐシェアオフィスにできるかどうかというのは、ちょっと話は少しまだ検討の余地があるのかなというふうに思っておりますので、議員のご提案として、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　2つ質問させていただきます。

私はとても楽しみにしている1人なんですけど、既に、私に問合せがあつて、ママ友のほうで、今、WAKKAを使用していると、10時までみんなで集まってやっているということなんですよね。それで、今度新しく簡易宿泊施設の中で、タープとテントを借りたいと言われていたんですけど、町内の方なので、宿泊するかどうかは考えていないということなんです。利用していただいている方が、10時までにはできないんだろうかという話があったんです。

それで、タープのところを見ると、宿泊のところが無いので、この間の全協のところ、私が4時以降だったら料金どうなっているんですかというふうに言ったら、宿泊になりますとおっしゃいましたよね。プラスになりますよというふうに。だから、そういうところの時間が、もう少し、本当に利用したいという方がいらっしゃるんで、幅を利かせていただいたらどうかなというのが一つ、宿泊というふうになっていますので、キッチンというのはどうなんだろうかという問合せもあるんですよね。どこで使ったらいいんだろうかと。

その方々は、既にWAKKAのキッチンを使えるものだというふうに考えられていらっしゃるんで、使えないと言ってありますよというふうには伝えたんですけど、ここら辺に具体的に宿泊でキッチンを使うところはどこですよという

のを定義していかないと、トラブルのもとになるのではないかなと考えているんです。

この2点をお願いします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀議員の質問にお答えをいたします。

まず、日中利用についてでございますけれども、あくまでも日中利用については、まず10時から16時の間、あと準備期間と片づけの時間は少しあるかなと思いますけど、その時間内で考えております。

また、22時までということでございますと、宿泊のほうの時間を使っただけという形になるかというふうに考えております。

それともう1点ですが、タープの使用についての宿泊の分がないということでございますけれども、その辺については一応、これはレンタル、貸出し分ということも想定していますので、そちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

それと、あと、キッチンの利用についてでございますけれども、原則はWAKKAの施設内を使用しないということではしております。内覧会で見ていただいたときには何も入ってございませんでしたけれども、少し中のほうに、少しだけ調理ができるものを準備したり、あとは町内の飲食店とか、あと直売所あたりで購入していただくような形、それとあと、キャンプ方式になりますので、宿泊については、そういった方が持ち込んでくるもの、それとあと、キャンプ用品として、少しガスで、屋外になりますけれども、そういった屋外で使うガスですね、というような形で使いたいというふうに考えています。

それとあと、水回りにつきましては、WAKKAの東側に流し台がございまして、蛇口が5つほど準備されておりますので、そちらを利用させていただくというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 今の説明で少しは分かりましたけど、明記する必要はないということですかね。なりますよというような、例えば16時以降は宿泊も換算されますよというような明記をしていただいていたほうがいいなというふうに思うんですけども。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀議員の質問にお答えいたします。

その件につきましては、規則のほうでまた、レンタルするものとかがございまして、そちらのほうで規定をしていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長 3番、原田勝議員。

原田勝議員 ちょっと確認なんですけど、全協のとき、多分言われたとは思いますが、例えば町民の方が1人、この施設を使うとしますよね。町外の方が3人、4人と。日中、宿泊、簡易施設、テント等ありますが、これはあく

までも町内者の料金でよろしいのでしょうか。ちょっと確認です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 3番、原田議員の質問にお答えをいたします。

町内、町外者が混ざって使用をされる場合ということでございますけれども、申込みについて町内者が申し込まれるということであれば、町内者の分類のほうで受付をしたいと思っております。ただ、宿泊については、転貸しとかもできないようになっていきますし、また、宿泊カードというものが必ず必要になってございますので、そちらのほうの代表者の方がしっかりそこで寝泊まりをしていただくというのが条件になるかというふうに思います。

以上でございます。

議長 3番、原田勝議員。

原田勝議員 それと、さっき古賀議員も言われたんですけど、たしか水道の蛇口が5つあると聞いていますけど、それを簡易的に、簡単な台所というまではいかないけど、なるべくWAKKAの事務所に入らないような体制をつくったらどうかなという、あくまでもこれは提案です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 3番、原田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど、古賀議員のところでも少しお話をしましたけれども、ガスで使います

バーナー等も準備をする予定でございますので、そういったものをそういったところの近くで活用ができたというところ、あと、ただちょっと芝生関係がございますので、そういった芝生とか、そういった施設を傷めないような形で使用ができるような形で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長　ほかにございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　これ、関連なので、ひょっとしたら産業振興課じゃないかもしれないかもしれませんが、今、いろいろWAKKAの簡易宿泊施設の話が出ているんですけど、例えば、これがうまくいけば、ふるさと納税のいわゆる返礼品の一つとして、そういう施設で遊ぶと、あるいは泊まるというのも、いずれ考えたらどうでしょうか。

以上です。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　10番、古賀議員の質問にお答えいたします。

先ほど言われましたとおり、体験型の宿泊というものを考えておりますので、そういったふるさと納税の商品としても開発できるのではないかとというふうに考えております。ご意見を参考に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　11番、小畠裕司議員。

小島裕司議員　簡易宿泊施設の件で少しお尋ねしたいんですが、先ほど益田隆一議員のほうが言われました、ラーメンを頼んだら焼きそばが来た。私もそう思います。基本的に豚骨ラーメンを頼んでみそラーメンが来たというのだったら、まだまだラーメンの範疇に入るかと思うんですけど、今の宿泊施設、簡易宿泊施設、もともと、これ、予算の審査のときに簡易という言葉がついていたのかどうなのか、僕もちょっとよく記憶にはございませんが、多分、宿泊施設等というふうにならなかつたのかなと思います。

やはり、トイレがないというのは非常に致命的なものではないかと思っております。全協のときにもこれ、産業振興課長のほうにお尋ねしたんですけれども、これを決定するに至って、何名かの委員さん、5人か何名かで決定したというふうなところを聞いておりますので、ぜひその決定に、これを決定するに至ったプロセスなり、議事録なりがあれば、ぜひ見せていただきたいと思っております。どこでどういうふうにならなかつたのか、既にもう出来上がってしまった、これじゃなかつたよという話をしても、もう後戻りできませんので、今後またこういったことがないように、我々も、どこかでチェック機能を果たさなきゃいけないのであれば、今回のこの宿泊施設、こういうふうにならなかつた経緯というのを明らかにしていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　11番、小島議員の質問にお答えをいたします。

まず、平成31年当初予算のときの説明からということでございましたけれ

ども、これについても全協のほうで何回かお話をさせてもらいましたが、施設の整備の目的ということで3点ございました。

道の駅おおきの魅力の一つとして、新たな宿泊、滞在の提案を行うということ、それと滞在型、体験型の仕組みによる交流人口の増加を図ること、それと町内外からの宿泊、研修、キャンプ、合宿の受入れを行うことということで、ご説明をさしあげていたかというふうに承知をしております。

その中で、トレーラーハウスにつきまして、固定の住宅との違いでありますけれども、トレーラーハウスについて、簡易宿泊所ということでの許可のほうが取れるということで、当時もそのお話をしていたかというふうに承知をしております。

それで、トレーラーハウスということで選定をするということで、ただ、当初の計画でいきますと、大型の合併浄化槽つきの、ただ、水回りが、トレーラーの中に設置がされているものということで、一応概算の要求のときには説明をしていたかと思えますけれども、新年度に入りまして、もう一度精査をさせていただきまして、トレーラーハウスについてはいろんな形があること、それと、大型のトレーラーであれば、当然宿泊は快適でございますけれども、そういった利用について、ある一定の制限がかかるのではないかというような内部の検討等もしまして、金額についても1,600万円ということでございましたので、工事費1,600万で、ちょっと随契はというところもございました。

それで、4月から5月にかけて、トレーラーハウスについてどういったものがあるかというのを調査いたしまして、また、プロポーザル、提案という形で、業者からの提案がいただけるかどうか併せて検討したところでございます。

その中で、6月から仕様書等の作成に入りまして、指名で3者の業者さん、当初の業者さんも入っておったわけでございますけれども、3者におきまして、

プロポーザル方式の提案の依頼を行いました。

結果といたしましては、もともと当初計画してありました業者さんのほうは、自己都合ということで辞退をされて、2者提案ということになってございます。

それで、プロポーザルでございますので、評価基準を設けまして、評価者を決めて、選考基準を決めて、評価を行って、その結果、今回の契約をさせていただきました株式会社スノーピークさんと契約ということで、その後に仕様書の細部の打合せを行いながら、12月末で完成をさせていただいたということでございます。

それで、議事録等につきましては、そのときの議事録はございませんけれども、評価結果はございますので、どういった評価基準であったか、それとどういった評価点数であったかというものは、評価者名を伏せて提示することは可能かというふうに考えております。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 評価の内容に関しては、それで全然問題ないかと思っておりますが、決定に、もともとトレーラーハウスの中にトイレがついていたやつを私たちのほうに全協でご説明されておいて、それで予算要求されて、それがなぜそっちに変わったか、プロポーザル方式で、それしか提案がありませんでしたよというのであれば、そのときにもう、着工する前、業者さんが決定する前に、せめて全協でも、緊急でも開いていただいて、こういうことになりましたよという説明があつてしかるべきではないのかなというふうに思っているところです。だから、どこでどういうふうにそれが決定されたのか、そこがちょっ

と知りたいところでした。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 11番、小畠議員の質問にお答えいたします。

先ほど仕様の変更といいますか、そういったことでお話が、全協、議員各位にお伝えするのが、こちらの部分が遅くて、ご指摘もありましたが、10月以降、数回させてはいただいたんですけども、実際、8月の段階では、やはりそういった、今言われましたとおり、こういった業者さんでというところでお話をすべきだったというふうに思います。

8月の月上旬に評価会がありましたので、9月の全協あたりでお話をすればよかつたかなと思いますけれども、実際、10月以降ということになりまして、その辺については反省をしておるところでございます。

それと、業者さんですが、3者のうち2者で、スノーピークが現在、住箱が設置されておりますけれども、もう1者につきましては、中型のフランス製だつたと思いますけれども、車の中に、水回り一部ついている部分がございましたけれども、その中で、提案に対する評価という形で、今現在の住箱のほうの選定ということで、その選定委員会のほうでは選定がされたということでございます。

以上でございます。

議長 11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 よく理解させていただきました。

もう1点だけ、先ほどからほかの議員の方々が言われております、この使用の仕方について、条例と、それから規則をつくられるということでしたので、その規則は、多分これは4月から稼働するのかなと思っております。もう日にもあと半月ぐらいしかありませんが、規則はいつごろできるのでしょうか。

できたら、全協でも無理やり開いていただいても結構なので、その規則を見せていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 11番、小島議員の質問にお答えいたします。

前回の全協のほうでもお話をさしあげましたけれども、現在、総務のほうでも法制がありまして、そちらのほうに原案のほうで、今行って、審査中でございます。

それと併せて、少し備品類といいますか、レンタルするものがございまして、そういったところも併せて、今、規定のほうをつくっておりますので、決裁が下りましたら、議員各位の皆様には配付をしたいと思っております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 宿泊料金に関してなんですが、まだ固定で料金を決めていらっしゃるんですけども、ご存じのとおり、宿泊業の料金というのはほぼ今、固定じゃなくて、忙しい時期は料金を上げていますし、暇な時期は、特に今みたいな状況の場合には、もう本当に最低の二、三千円とか4,000円ぐらい

の、普通のビジネスホテルとかでも値段を下げている状況であります。

なので、ここに書いてあるような感じでもいいかとは思いますが、流動的に、話では、いちご狩りとかのイベントとくっつけてということだったので、あれなんですけど、一般の宿泊の方もとられるのであれば、今はいいですけど、後々、固定じゃなくて流動的にしたほうがいいかとは思いますが、どうでしょうか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 1番、馬場議員の質問にお答えいたします。

先ほどご指摘いただきました件につきましては、大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項におきまして、料金については別表に定めるということでございますけれども、使用料の額の範囲において料金のほうは徴収するということになってございますので、少し料金のほうが、この金額よりも少し下がるシーズンというか、そういうものは当然想定されるというふうに承知をしております。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 原田議員、また、馬場議員と同じ関連でございますが、宿泊料金でございますが、先ほど、四、五人のグループの中で1人だけ町内のおれば、町内の料金ということでございますが、例えば団体20人、30人の中で、団体で活動するときを使う中で、町内の人1人と、あと19名、29

名が外部の人と、そういったときでも同じような形の精算をするんですか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員の質問にお答えいたします。

先ほどの、前の質問と同じ回答になるかと思えますけれども、あくまでも申込者の方が町内であれば、その申込者の方で受付を行うということになりますので、分類としましては町内の利用料金ということで考えております。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 そういったことであれば、例えばこっぽーっとホール、こっぽーっとホールを借りる場合、20人、30人の団体で借りる場合、そういった場合、町内が1人であっても、外部の方がほか多数であっても、町内で、今、借りれないわけですよ。そういったことで整合性を取っていかないと、変なふうな利用料金の設定になると思います。再度お願いします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員の質問にお答えをいたします。

今回の整備いたしました住箱につきましては、交流人口の増加というところが目的でございます。想定といたしましては、スポーツクラブですね、そういったところが、例えば町外から遠征に来て、そこがホストとして、町内の、例

えばチームが申込みをされるとか、そういったことも想定されますので、交流人口を増加させる公共施設ということの考え方で利用料金のほうを徴収していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 そういったことであれば、こっぼ一つとホールもそういった交流の場として活用すると、そういったことになれば、こっぼ一つとホールのほうもそういった町内利用者の料金設定ということで考えていいということですかね。その辺は。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問、ご指摘の件につきましては、町内施設の利用料金については整合性を持たせないとまずいんじゃないかという、そういうご指摘だと思います。

それぞれの施設の使用目的というか、どういうことを期待するか、そういうこともあるかと思いますが、議員がおっしゃるように、施設利用料金の整合性については当然、外部に対する説明も求められるわけでございますので、そういうところも含めて、取扱いについては内部で少し検討させていただければなというふうに思っております。

おっしゃるように、整合性に関しては、あっちはこう、こっちは全然違うみたいな形になってくると、どうなっているんだという、当然、不満の声も出て

くるかと思いますので、取扱いが違う場合には、少なくともそれに対する説明責任はしっかり果たせるように考えてまいりたいというふうに思っています。

これはまた後日、そういう考え方については整理をさせていただきたいということで、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ぜひお願いしたいんですけど、私たちの団体で、3月22日に150名ほどでこっぽーっとホールを借りておりました。今後、ちょうどコロナウイルスの件で延期いたしましたけれども、これもずっと、もう三、四年前からずっとこっぽーっとホールを利用させていただいております。本当に助かっておるわけで、私ども文化協会10名おるんですよね、町内に。その町内の10名のほかに、約100名ほどが外部から、県南のほうから集まってくる。そういった中で、申し込むときは、私は、同じ文化協会でも、文化協会の人がおればいいということであるけど、やっぱり外部が多いということで、一般外部の料金で払いますということで、私たちは良心的にやっております。

そういったことを考えれば、もう少し検討の余地があると思しますので、よろしく願いしておきます。

議長 ほかに質疑ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 同じく宿泊施設等利用料金についてお伺いいたしますけれど、一般的に営利を目的にした場合というのは、やっぱり宿泊は優先したいところ

が出てくると思うんですね。そして、稼働率も上げたいと。

でも、この交流人口を増やしたいということとまた違ってくるのかもしれませんが、日中借りて、16時まで借りた場合、宿泊が3時からということで、これは宿泊、その日の夕方はできないということ、どのようにここは考えてあるのかなと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 2番、野口議員の質問にお答えをいたします。

宿泊については15時からということ、それと、日中が16時までということで重複しているので、その1棟についてはどういうふうな使用のやり方をするのかというご質問かというふうに承知をいたしました。

基本的には2棟ございますけれども、1棟については、もし宿泊が、予約が入っていれば、その日のデーについては使用しないというふうな考え方でございます。

それと、宿泊については、平日については、宿泊、夏休み期間とは別になるかと思っておりますけれども、平日については宿泊というものの予約は基本的にとらずに、週末というところの予約、金、土、日であったり、日、月の祝日だったり、そういったところを狙ったところでの宿泊の事業を、農業体験を中心につくっていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　ちょっと理解できなかったところがありましたけれども、宿泊よりも先に、日中利用のほうの予約が入った場合は宿泊を優先するということはできないと思うんですけど、そのあたりはどのようにおっしゃったんですか。すみません、よく聞き取れなかったもので。

議長　　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　2番、野口議員の質問にお答えをいたします。

先に日中の分が入っていて、2棟とも入っていれば、当然、宿泊についてはされないということでございます。

以上でございます。

議長　　2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　そのような方向で進むんでしょうけど、やっぱり稼働性も考えながら、時間帯の融通も利かせながら進めていく必要もあるかと思っておりますので、今後のご検討なり、利用規則でうまく調整できるようにお願いしたいと思います。

議長　　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論あり

議長　12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　このまま賛成するというわけにはいきません。料金の設定、そういったところを含めたところの利用規定、使用規定がきちんと提出された中での採決ならいいと思いますけど、このままではまだ、なかなかしにくいところがありますので、条件つきという形の中での反対の討論になるかと思いません。

議長　暫時休憩をいたします。

休憩　　　　　時　分

再開　　　　　時　分

議長　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第9号については会議規則第38条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと提案申し上げましたが、委員会の付託とさせていただきたいと、再提案をさせていただきます。議員の皆様にはご了承いただけますでしょうか。

異議なし

議長　賛成多数です。よって、議案第9号については総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については総務建設産業常任委員会に付託されました。

暫時休憩をいたします。再開を13時よりの開会といたします。

休憩　　12時04分

再開　　13時00分

議長　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第10号大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第10号大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定について。

次のとおり大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第10号大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本町小学校において35人学級編制を実施するに当たり、町費負担の教職員として採用する任期付教職員の給与等について、必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 議案第10号大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度からスタートする会計年度任用職員制度、令和元年11月臨時会において議決いただいた大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に当てはまらない職員について、個別に条例を制定する必要があることから、本町で実施しています小学校での35人学級について、学級編制上、県費負担教職員だけでは実施できない場合において、町費負担の教職員として採用する任期付教職員の給与等について、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

条文のページをお開きください。

第1条から順次説明いたします。

第1条では、本条例の趣旨について、第2条では、任用期間を1年以内とし、2項で、採用した日から3年を超えない範囲で更新できるものについて、それぞれ規定しております。

第3条では、支給する給与の種類について、給料をはじめ、扶養手当、地域手当など、全9項目を定めており、2項で、扶養手当のほか、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当については、大木町の常勤職員の例によることを規

定しております。

第4条では、給料について、別表の給料表のとおりとし、2項で、職務の級は1級のみ、3項で、新たに任期付教職員となったものの給料表の号給の定め方について、教育委員会規則の基準によることとしております。

第5条では、教職員の職務が、自発性や創造性に期待する面が大きく、また、夏休みのように、長期の学校休業期間があることなどを踏まえると、一般の公務員と同様に、時間外勤務手当制度はなじまないという考えにより、原則、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を支給する旨について規定しております。

次のページをお願いします。

2項では、その額を給料月額の4%とし、3項では、支給する教職調整額は、地域手当のほか、期末手当、勤勉手当を算定する際の基礎とする給料に含めることを規定しております。

第6条では、地域手当の月額について、給料及び扶養手当の月額の合計額の5.4%と規定しております。

第7条では、特殊勤務手当について、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の規定を準用する旨を規定しております。これは、第5条において、教職員には原則時間外手当を支給しないことを説明いたしましたが、非常災害時や宿泊を伴う学校行事、例えば修学旅行など、例外的に認められている時間外勤務に対して支給するのが、特殊勤務手当となります。

第8条では、義務教育等教員特別手当について、福岡県公立学校職員の給与に関する条例第21条の2の規定を準用する旨を規定しております。義務教育等教員特別手当とは、人材確保法に基づき、教員給与を優遇し、優秀な人材を確保する趣旨の手当でございます。

第9条では、任期付教職員に対して、勤務時間外に勤務を命じないことを規定しております。

第10条では、休暇について、第11条では、旅費について、それぞれ福岡県職員と同様にする旨を規定しております。

最後に、第12条では、委任に関する事項について規定しております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号大木町少人数学級編制の実施のために採用する任期付教職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第10号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第11号令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,574万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,525万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正) 第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正) 第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第4条地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年3月4日提出、大木町長。境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第11号令和元年度大木町一般会計補正予算(第5号)についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度大木町一般会計予算について現時点における地方交付税や補助金等の交付状況、予算の執行状況などを踏まえて、その総額から歳入歳出それぞれ1,574万8,000円を減額し、それぞれの合計を62億3,525万8,000円として計上するものでございます。

その主な内容につきましては、歳入では、地方交付税1億3,635万7,000円の増、国庫支出金3,184万6,000円の減、寄附金3億3,375万6,000円の増、繰入金4億1,000万円の減を計上し、歳出では、歳出予算不用額に対する減額分として2億8,291万円の減、大木町夢あふれるまちづくり基金積立金3,500万円の増、ふるさと納税通信運搬費5,

894万9,000円の増、ふるさと納税返礼品料6,600万円の増、液肥貯留槽災害復旧工事2,692万2,000円の増などを計上するものとなっております。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。まず、歳出について順次説明をお願いいたします。的場会計課長。

会計課長 それでは、議案第11号令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

23ページ、24ページをお開きください。

まず、歳出予算補正からご説明いたします。

1款1項1目議会費35万7,000円の減額の補正です。

内訳としましては、4節共済費1万2,000円の減、2節旅費19万5,000円の減、議員費用弁償の不用額を減額するものでございます。

1.1節需用費15万円の減、議会だよりの印刷製本費についての不用額を減額で計上しております。

なお、今回の補正予算には、一般職員2名分の早期退職に伴う退職手当組合特別負担金454万2,000円の増額を含め、常勤の特別職及び一般職員の人件費の補正額として合計407万円を計上しております。

以下、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。

総務課長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,000円の減額補正を計上しております。

1節報酬12万9,000円の減額です。説明欄の一般管理費における特別職報酬等審議会のほか、5つの審査会等の委員報酬について、開催の必要がなかったもののほか、額の確定により減額をするものでございます。

8節報償費17万5,000円の減額です。町政・社会功労表彰者の確定に伴う一般管理費における賞賜金の減額のほか、職員人材育成事業及び26ページの職員健康対策事業における講師謝金の不用見込額の減額でございます。

戻りまして、9節旅費55万円の減額です。一般管理費における特別職及び一般職員に係ります普通旅費並びに職員人材育成事業の自主研修に係る旅費の不用見込額の減額でございます。

11節需用費28万円の減額です。一般管理費における公用車の燃料費及び食料費の不用見込額の減額でございます。

12節役務費67万6,000円の減額です。一般管理費における町民活動総合補償保険ほか3つの保険の入札残や保険料の額の確定による減額でございます。

13節委託料70万円の減額です。一般管理費における文書配布、マイクロバス運転委託料及び職員健康対策事業における臨時非常勤職員の健康診断委託料が当初見込みより減少したための減額でございます。

14節使用料及び賃借料9万円の補正額を計上しております。一般管理費における複写機の使用枚数が当初見込みより増大したため、12万円の補正をお願いする一方で、自動車借上料の不用見込額を減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金206万9,000円の減額です。職員人材育

成事業において、人事交流派遣職員の時間外手当を互いに精算するための負担金として1万円を増額する一方で、一般管理費において、本年度要望がありませんでした木造戸建住宅耐震改修事業費補助金2件分、180万円のほか、職員人材育成事業における職員採用試験負担金及び職員健康対策事業におけます総合健診等負担金の額の確定などにより減額をするものでございます。

23節償還金利子及び割引料5万円の減額です。発生予算で計上しておりました過誤納金等返戻金の発生がなかったための減額でございます。

25、26ページをお願いいたします。

2目文書広報費34万7,000円の減額補正を計上しております。

11節需用費5万3,000円の補正額を計上しております。閲覧書籍の追加費用の不足が見込まれますので、5万3,000円を増額するものでございます。

12節役務費40万円の減額です。後納郵便料金や切手、はがきなどの購入費の不用見込額の減額でございます。

5目財産管理費159万5,000円の減額補正を計上しております。

11節需用費16万円の補正額を計上しております。昨年、梅雨末期の集中豪雨や度重なる台風の襲来並びに参議院議員通常選挙などにより、庁舎の冷房に要する費用が増大し、燃料費に不足が見込まれますので、16万円を増額するものでございます。

13節委託料10万円の減額です。庁舎周辺植木剪定委託料の入札残などによる減額でございます。

14節使用料及び賃借料30万6,000円の減額です。公有物件敷地借地料の確定及び大型草刈り機の故障のため、発生予算で計上しておりました機械の借上料について、草刈り機の整備に伴います不用見込額の減額です。

15節工事請負費134万9,000円の減額です。議会委員会室エアコン設置工事の入札残並びに改正受動喫煙法の施行により、新しく喫煙所の設置を計画しておりましたが、近隣の他の市町の喫煙所の設置状況を様々と調査させていただいた結果並びに職員の勤務時間中の喫煙の自粛を踏まえ、最終的に設置しないこととしたための減額でございます。

以上でございます。

企画課長 6目企画費で1億3,154万1,000円の増額をお願いしております。これは、主にふるさと納税事業におきまして、本年度の寄附想定額を3億円と見込んで、必要経費を予算化しておりましたが、1月末現在で約5億2,000万円を超える寄附が寄せられたことにより、お願いするものでございます。

説明欄のほうをご覧いただきたいと思います。

以下、事業ごとに説明させていただきます。

まず、企画費で報償費15万円及び旅費24万円の減額につきましては、第6次総合計画の策定アドバイザーに係る謝金及び費用弁償で、想定以下で事務遂行できたため不用となったものでございます。

委託料49万円の減額につきましては、都市再生整備交付金事業の事後評価調査支援業務で、入札残によるものでございます。

次に、情報通信網整備維持管理事業でございます。これは、財産充当予定の情報通信ケーブル貸付収入の減額分を一般財源に振り替えて、内訳を補正するものでございます。

続きまして、広報広聴事業で賃金52万6,000円の減額でございます。これは、臨時職員が家庭の事情で中途退職され、後任が見つからなかったこと

により不用となったものでございます。

続きまして、ふるさと納税事業で、報償費6,600万円。

次ページのほうをお願いいたします。

役務費5,894万9,000円、委託料770万円の増額につきましては、寄附金想定額5億3,000万円に対応した返礼品代、返礼品送料、クリエイティブおおきへの納税事務委託料をそれぞれお願いするものでございます。

最後に、男女共同参画推進事業で、報償費3万5,000円の減額につきましては、県から活動支援金といたしまして、実施団体へ直接補助金が交付されたため、講師謝金及びセミナー運営スタッフ謝金がそれぞれ不用となったものでございます。

以上です。

総務課長 8目交通安全対策費15万3,000円の補正額を計上しております。

11節需用費2万円並びに19節負担金補助及び交付金13万3,000円の補正額を計上しております。高齢者運転免許証自主返納対策事業の申請者の増加により、タクシーチケット及び利用料金の助成金に不足が見込まれますので、それぞれ増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

会計課長 9目財政調整基金費3,686万1,000円の補正です。

25節積立金は同額です。

右側説明欄をご覧ください。

内訳としまして、財政調整基金及び大木町公共施設整備基金は基金運用益の

確定により、それぞれ積み立て、大木町夢あふれるまちづくり基金では、ふるさと納税に係る特定事業の用途について、応援を募ったところ、事業に対しご賛同され、寄附していただいた寄附金から経費を差し引いた額を計上しております。

以上でございます。

総務課長 10目情報処理費113万8,000円の減額補正を計上しております。

11節需用費23万9,000円の減額です。情報処理専用帳票の入札残の減額でございます。

13節委託料50万円の減額です。発生予算で計上しておりました新規開発の委託料がなかったための減額でございます。

19節負担金補助及び交付金39万9,000円の減額です。国、県及び他の自治体間の専用インターネットでありますLGWAN利用負担金及びマイナンバー制度に係ります中間サーバーの整備負担金の確定に伴いますふくおか電子自治体共同運営協議会負担金並びに地方公共団体情報システム機構負担金の減額でございます。

以上です。

企画課長 11目町づくり活性化推進事業費で162万1,000円の減額をお願いしております。

説明欄のほうをご覧ください。

まず、校区・地域コミュニティ推進事業で、備品購入費7万6,000円の減額につきましては、石丸山公園に電源タイマーを設置する予定にしております。

したが、電気系統の修理と一体的に整備したほうが安価に済むことが分かったため、管理所管課で整備、支出したことで不用となったものでございます。

負担金で、コミュニティ施設整備補助金60万3,000円及び花のある町づくり推進事業交付金65万2,000円の減額につきましては、いずれも地域からの要望が予定を下回ったことにより、減額するものでございます。

次に、町歩き事業で賃金29万円の減額につきましては、臨時職員を募集しましたが、応募がなく、年度途中で採用したことにより、不用となったものでございます。

最後に、都市農村交流事業につきましては、ふるさと納税寄附金を充当したことにより、財源の内訳を補正したものでございます。

以上でございます。

総務課長 13目防災諸費89万円の減額補正を計上しております。

次の29、30ページをお願いいたします。

1節報酬7万8,000円の減額でございます。防災体制推進事業に係ります国民保護協議会の開催が必要でなかったことによる委員報酬の減額でございます。

9節旅費2万7,000円の減額です。自主防災組織育成事業費におけます自主防災会研修に係る費用弁償の額の確定による減額でございます。

11節需用費7,000円の減額です。炊き出し訓練に係る燃料費の確定によります減額でございます。

18節備品購入費24万7,000円の減額です。こちらも防災体制推進事業費におけます防災無線戸別受信機購入費の入札残額でございます。

19節負担金補助及び交付金53万1,000円の減額です。防災設備等整

備管理事業費におけます福岡県との防災行政情報通信ネットワーク設備管理費負担金並びにブロック塀等撤去促進事業におけます町道に面するブロック塀等撤去補助金の額の確定によります減額でございます。

以上でございます。

税務町民課長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費54万6,000円の補正をお願いしております。

内訳としましては、人口動態調査事務交付金の確定に伴う財源補正で、一般財源を1,000円減額しております。

19節負担金補助及び交付金54万6,000円の補正は、個人番号カード等関連業務を委託しています地方公共団体情報システム機構への負担金であります。2月に額の変更通知がありましたので、今回お願いしております。

以上です。

企画課長 5項統計調査費、2目各種統計調査費で2万5,000円をお願いしております。

12節役務費、同額でございます。これは、農林業センサスに係る郵送料の不足分をお願いしておるものでございます。

以上でございます。

税務町民課長 31、32ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事業費19万3,000円の補正をお願いしております。

13節委託料、同額です。これは年金システムのプログラム変更に伴うもの

でございます。

以上です。

福祉課長 3目高齢者福祉費7万7,000円の減額補正をお願いしております。

内訳といたしまして、13節委託料としましてマイナス33万7,000円です。内容といたしましては、高齢者の在宅生活支援事業において、配食サービス事業委託料マイナス14万5,000円及び緊急通報システム業務委託料マイナス19万2,000円でございます。配食サービスの利用者数、回数が入院、入所、転出等により減少及びシステム利用者対象者が減少したことから、減額補正をお願いしております。

20節扶助費といたしまして26万円です。内容といたしまして、まず、敬老祝い金のマイナス26万円ですが、額の確定により減額するものです。

老人保護措置費については132万円補正をお願いしておりますが、8か月間ほど1名増となりましたので、予算不足分の増額をお願いするものです。

次に、高齢者の在宅生活支援事業において、介護手当マイナス50万円及び介護用品給付サービス、マイナス30万円でございます。これらは、いずれも額の確定により減額するものでございます。

5目障害者福祉費589万円の補正をお願いしております。

内訳としまして、13節委託料マイナス300万円です。内容といたしましては、障害者地域生活支援事業における移動支援事業委託料マイナス100万円、日中一時支援事業委託料マイナス100万円及び訪問入浴サービス事業マイナス100万円でございます。これらは、いずれも利用者がサービス利用をやめたり、見込みよりも減少したことから減額補正をお願いしております。

20節扶助費といたしまして889万円の補正をお願いしております。内容といたしまして、障害者地域生活支援事業における重度障害者等日常生活用具給付事業マイナス20万円です。給付対象者が見込みよりも減少したことから、減額補正をお願いしております。

次のページをお願いします。

障害者自立支援事業においては、補装具給付費として39万円です。新たに車椅子等追加の申請のため、補正をお願いするものです。

ほか、自立支援給付費として970万円です。こちらは障害児の給付対象者、利用件数の増加に伴い、増額をお願いするものです。

次に、更生医療給付費マイナス100万円です。こちらは給付者が減少したことから減額補正をお願いしております。

以上でございます。

こども未来課長 6目子供医療対策費136万5,000円の補正をお願いしております。

20節扶助費の同額で、当初の見込みよりも7月からの医療費負担の無料化、医療費の実績による見込みで不足額が見込まれるためでございます。

7目重度障害者医療対策費92万8,000円の補正をお願いしております。

20節扶助費の同額で、当初の見込みよりも医療費の実績による不足額が見込まれるためでございます。

8目ひとり親家庭等医療対策費45万1,000円の補正をお願いしております。

20節扶助費の同額で、こちらも当初の見込みよりも医療費の実績による不足額が見込まれるためでございます。

9目養育医療対策費10万6,000円の補正をお願いしております。

23節償還金利子及び割引料の同額で、国、県費負担金の確定による返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 10目国民健康保険費936万6,000円の減額補正でございます。

28節繰出金、同額でございます。

35、36ページをお願いします。

内訳といたしましては、保険基盤安定繰出金77万5,000円の減額で、額の確定によるものです。

出産育児一時金繰出金420万円の減額で、出産育児一時金の不用額を減額することに伴い、繰出金も減額するものです。

財政安定化支援事業繰出金594万1,000円の減額で、繰入金額の確定により減額するものです。

11目健康福祉センター費190万7,000円の減額補正でございます。

13節委託料、同額でございます。指定管理委託料につきましては、健康福祉センター指定管理委託料135万7,000円の減額で、当初、消費税改定に伴い、レジ2台の購入費用全額を計上していましたが、レジ購入については、アクアスが行い、町は7年間の減価償却費を助成することに方針を改め、レジ購入予算223万3,000円を減額し、備品減価償却費用負担金の項目に、当該年度分87万6,000円を新たに加え、変更契約を行い、相殺した135万7,000円の不用額を減額するものです。

設計業務委託料55万円は、健康福祉センター設計業務委託料で、健康福祉

と空調工事設計業務委託料の入札残でございます。

以上でございます。

福祉課長 12目介護保険費894万8,000円の減額補正をお願いしております。

内訳といたしまして、4節共済費として5万5,000円の補正です。介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業において、非常勤職員の社会保険料として、保健師及び看護師分1万円及び4万5,000円で、保険料改定に伴い補正をお願いするものです。

13節委託料といたしましてマイナス96万2,000円です。介護予防・日常生活総合事業において、訪問型サービスのホームヘルプの利用者数、回数が当初見込みより少なかったため、41万3,000円減額と、生活支援、配食サービスの利用者数、回数が、入院、入所、転出等での減少による54万9,000円の減額補正でございます。

19節負担金補助及び交付金といたしまして、マイナス804万1,000円です。内容といたしまして、介護保険広域連合に対する町負担金です。負担額の確定に伴う減額の補正でございます。

14目包括支援センター費1万5,000円の補正をお願いしております。

内訳としまして、4節共済費で同額です。非常勤職員、主任ケアマネの社会保険料として保険料改定に伴い、補正をお願いするものです。

以上でございます。

健康課長 16目後期高齢者医療費2万5,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金283万3,000円で、後期高齢者の医療費

である療養給付費が増大したため、保険者負担額の額の確定によるものです。

28節繰出金280万8,000円の減額補正で、保険基盤安定繰出金の確定によるものです。

以上でございます。

こども未来課長 2項児童福祉費、2目児童福祉費476万5,000円の減額補正をお願いしております。

ページは35から40ページにかけてでございます。

補正の内訳としまして、1節報酬2万5,000円につきましては、次世代育成支援行動計画推進費の同額で、こども未来会議委員報酬の不足額でございます。

4節共済費5,000円につきましては、次のページをお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化の臨時職員社会保険料でございます。

8節報償費40万円の減額につきましては、38ページの子育て支援拠点事業の同額で、各種事業の報奨金や謝金の実績による不用額が見込まれるためでございます。

11節需用費200万円の減額の内訳につきましては、幼児教育・保育の無償化事業の印刷製本費30万円の不用額の減額、子育て支援拠点事業の補助事業で印刷製本費の不用額200万円の減額につきましては、冊子での子育てパンフレットの作成を当初予定しておりましたが、制度変更への対応というのが今現在つくっている冊子についてもなかなか対応が難しく、頻繁に作成も難しいことから、事業ごとのパンフレットのような印刷物をバインダー等での差し替え方式や、個別に配布できるようにすることに変更したものによる減額でございます。

また、子育て世代包括支援センター静養室修繕料として30万円を計上しております。

13節委託料984万7,000円の減額の内訳につきましては、保育所等運営費の私立保育所の運営委託料1,000万円の減額で、幼児教育・保育の無償化による副食材料費の実費徴収により、支払額の減の見込み並びに保育所に通われるお子さんの人数が若干減っているためによるものでございます。

幼児教育・保育の無償化事業の電算システム委託料135万3,000円につきましては、無償化による報告資料作成機能追加対応のためでございます。

学童保育所運営事業費の学童保育所運営委託料の120万円の減額につきましては、当初は103名の児童の利用でしたが、夏休みを過ぎて若干減少し、現在では283名の利用と、約8%の減で、実績見込みによる変更契約で運営費に不用額が見込まれるためでございます。

19節負担金補助及び交付金770万2,000円の減額の内訳につきましては、多様な保育事業の延長保育事業推進事業補助金の町内保育施設からの申請後の不用額が200万円見込まれ、一時預かり事業補助金67万6,000円、生活保護世帯に属する児童の保育園等からの実費徴収に係る補足給付費補助金8万2,000円の不足額が見込まれ、計上するものです。

保育士確保及び質の強化事業の保育対策総合支援事業補助金556万円の減額は、保育体制強化事業費補助金216万円の減額、保育補助者雇上強化事業補助金340万円の減額が、町内保育施設からの申請後の不用額として見込まれるためでございます。

子育て応援事業のファミリーサポートセンター利用助成金事業補助金90万円は、今年度において不用額として計上するものです。

20節扶助費850万円につきましては、保育所等運営費の同額で認定こど

も園及び幼稚園への給付費ですが、幼児教育・保育の無償化により、保育料を園で徴収して、その差額を給付費で支払っていたものが、支払い増となったものなど支払見込みによるものでございます。

23節償還金利子及び割引料665万4,000円につきましては、前年度の各種事業費補助金の過年度分確定による返還金で、保育所等運営費の国、県負担金8万4,035万5,000円、多様な保育事業240万7,000円、保育士確保及び質の強化事業317万4,000円、学童保育所運営事業47万5,000円、子育て支援拠点事業5万9,000円、児童虐待防止対策事業10万円でございます。

37から40ページをお願いいたします。

3目児童福祉施設費175万円の減額補正をお願いしております。

補正の内訳としまして、賃金130万円の減額につきましては、大溝保育園の保育運営事業の代替職員、障害児加配保育、一時保育等の実績により見込まれる臨時雇賃金の不用額80万円、大溝保育園休日保育の実施により見込まれる不用額50万円でございます。

11節需用費45万円の減額につきましては、給食の賄い材料費の不用見込額でございます。

4目児童措置費、補正額といたしまして924万7,000円の減額補正をお願いしております。

20節扶助費925万円の減額につきましては、児童手当の支給対象児童の見込数の減により不用額が見込まれるためでございます。

23節償還金利子及び割引料3,000円につきましては、前年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費853万6,000円の減額補正でございます。

12節役務費5万円の減額補正でございます。国保連合会に支払う麻しん・風しん特別対策事業手数料の不用額でございます。

13節委託料820万円の減額補正でございます。予防接種委託料不用額でございます。高齢者肺炎球菌接種対象者が65歳になった人と、5歳刻みの未接種者となり、595名に個別通知を行っていましたが、接種者は現在85人不足で、また、風しん抗体検査、予防接種においても、見込みの3割弱となり、減額するものです。予算の2割弱という大きな金額となっておりますが、さらなる接種勧奨に努めたいと考えています。

19節負担金補助及び交付金28万6,000円の減額補正でございます。妊婦とその家族等に行う風しん予防接種助成金につきまして、47名で予算計上していましたが、現在実績が11名であり、見込みにより減額するものです。

3目健康増進事業453万2,000円の減額補正でございます。

7節賃金27万円の減額でございます。臨時職員の賃金の減額です。

8節報償費1万2,000円の減額でございます。集団健診時の託児ボランティア謝金をWACCARDによるポイント付与に変更したため、不用額を減額するものです。

13節委託料405万円の減額でございます。今年度は、早期発見、早期治療のため、一人でも多くの住民に受診してもらいたいと、健診期間を9月から11月までと延長し、健診項目も増やし、受診勧奨に力を入れることで、昨年度の健診予定者4,120人から1,205名増の5,325人で予算計上していましたが、昨年度実績の4,211人より578人増の4,789人となり

ましたが、目標には届かず、実績により減額するものです。

19節負担金補助及び交付金20万円の減額補正でございます。胃がんリスク検診で要精密者に対する内視鏡検査に係る費用助成のうち不用額を減額するものです。100名で予算計上し、現在15件執行しております。

41、42ページをお願いいたします。

4目母子保健事業462万円の減額補正でございます。

13節委託料365万円の減額で、妊婦健診委託料で、実績に基づき減額するものです。予算を135人で見込んでいましたが、現在、母子手帳交付状況が100人程度ということで、出生数も微減傾向ということで予算減額するものです。

14節使用料及び賃借料6万円の減額でございます。今年度、母子手帳を補完し、携帯アプリで予防接種母子手帳アプリを導入し、導入後、半年間を無料体験期間としていましたが、本年度まで延長できたため、不用となったものです。

備品購入費28万円の減額でございます。3歳児健診で屈折異常を検査するスポットビションスクリーナーを購入した入札残を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金63万円の減額でございます。特定不妊治療20件分を予算していましたが、今年度実績、現在5件ということで減額するものです。

5目介護予防・日常生活支援事業支援総合事業100万6,000円の減額補正でございます。

8節報償費23万円の減額で、おおき健康大学栄養・口腔コース及び出前講座謝金の不用額でございます。

11節需用費77万6,000円で、老人クラブ等で自主的に血压測定を行

えるよう、町が購入し、地区に貸出しを行っています。血压計貸与の希望地区が見込みを下回ったこと及び入札による効果などの不用額でございます。

6目やすらぎ苑管理費7万9,000円の減額補正でございます。

12節役務費1,000円で、発生予算として計上しておりました火葬炉の焼却灰の処理手数料が、支出の予定がないため減額するものです。

13節委託料3万2,000円で、清掃の追加的清掃業務を行う必要がなかったために、実績に基づく不用額でございます。

12節補償補填及び賠償金4万6,000円の減額です。昨年3月に被害補償契約を終了の契約を締結し、支出の予定がないため減額するものです。

以上でございます。

環境課長 7目環境衛生費で54万7,000円の減額をお願いしております。

7節賃金で14万円の減額は、臨時雇賃金の不用分でございます。

8節報償費で6,000円の減額は、環境保全対策協議会につきまして、本年度においては、支出見込みがないため、減額するものでございます。

13節委託料で40万1,000円の減額は、クリーク、河川、井戸水の水質検査測定業務委託料の入札残でございます。

次に、9目合併処理浄化槽推進事業費で428万4,000円の減額をお願いしております。

8節報償費で2万3,000円の減額は、浄化槽普及促進協議会につきまして、本年度においては支出見込みがないため、減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金で426万1,000円の減額は、合併処理浄化槽維持管理協会助成金につきまして、主に浄化槽補修工事に対する機能回復

支援事業がおおむね終了し、不用額が生じる見込みとなったため、281万6,000円を減額するものでございます。また、合併処理浄化槽設置補助金につきまして、大型浄化槽の設置申請が当初見込みを下回ったため、144万5,000円を減額するものでございます。

43、44ページをお願いいたします。

次に、2項清掃費、1目塵芥処理費で737万7,000円の減額をお願いしております。

11節需用費で119万1,000円の減額は、ごみ袋印刷代の入札残でございます。

13節委託料で594万8,000円の減額は、大川清掃センター塵芥焼却処理委託料の確定によるものでございます。減額の要因といたしましては、焼却ごみの減量化に伴う清掃センター運転体制の見直しによるものでございます。

19節負担金補助及び交付金で23万8,000円の減額は、八女西部広域事務組合負担金額の変更に伴うものでございます。

次に、2目もったいない宣言推進事業費で161万6,000円の減額をお願いしております。

8節報償費で16万6,000円の減額は、ごみゼロプロジェクト会議につきまして、本年度以降につきまして開催見込みがないため、6万6,000円の減額及びごみゼロコンテストへの参加者数が当初見込みを下回ったため、コンテストの商品代10万円を減額するものです。

11節需用費で30万円の減額は、転入者向けに配布しております水切りバケツ購入費の入札残でございます。

13節委託料で90万円の減額は、資源ごみの排出量につきまして、当初の見込みを下回ったため、資源ごみ処理委託料を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金で25万円の減額は、主に各地域で管理するごみ置場の改善、整備に対するごみ減量化対策交付金の減額で、地域からの申請がおおむね確定し、不用額を生じる見込みとなったため減額するものでございます。

以上でございます。

議長　ここで、1款議会費より4款衛生費まで質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　何点かあるんですが、まず32ページの中で、高齢者在宅支援事業で配食サービスの事業委託で14万5,000円ほど減額になっております。

私、聞いていなかったのか、ちょっと分かりませんが、これは人数が減ったと、配食サービスを受けられる高齢者の方が減ったということで理解してよろしいでしょうか。

議長　答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長　小島議員のご質問にお答えします。

今、申し上げられましたように、先ほど答弁しましたように、利用者のうち、入院、入所、それから転出等で利用者が減少したということで減額ということです。

以上です。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 続きまして、36ページの中で健康福祉センター事業で委託料、指定管理委託料がマイナス135万7,000円ほど出ておりますが、これ、内訳としてはどういったものが減額になっているのでしょうか。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 まず、レジ購入金額を223万3,000円減額し、減価償却分として87万6,000円を加えたということで、相殺して135万7,000円を減額しました。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 すみません、私ばかり申し訳ございません。

42ページの中で、環境衛生費委託料で、水質検査測定業務委託料というのが40万ほど減額になってきております。これは場所を減らしたのでしょうか。それとも、どうなのでしょう。減額の理由を教えてくださいと思います。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 小島裕司議員のご質問に対し回答させていただきます。

今回の水質検査測定業務委託料の減額補正につきましては、一般競争入札実施後の入札残額を減額補正をさせていただいたものでございます。

検査の概要につきましては、クリークにつきましては、一応年4回、河川につきましては計3か所、また、井戸水につきましては、町内5か所ということで、井戸水につきましては、2年ごとに行政区を回して実施しているということもあり、その年ごとに場所数に変更になるということございまして、結果、入札で40万の減ということになったものでございます。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 水質検査分については、毎年同じように検査対象が入れ替わっていくので、回数が減ったとか、箇所が減ったということではなく、単なる入札残が出たということで理解してよろしいでしょうか。そうですね。はい。

それともう一つ、もう1点だけ、44ページのもったいない宣言事業の中で、ごみゼロプロジェクト会議の委員報酬と、それからコンテスト代の商品代が、開催がしなかったと、しなかったのか、できなかったのか分かりませんが、これ、ごみゼロになったというわけではなく、何らかの理由で開催ができなかったのでしょうか。

これ、令和元年度の補正予算なので、令和2年度に関しては、また元に戻して、この会議をやって、コンテストも行われるんでしょうか。よろしく願います。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 小島裕司議員のご質問に対しご回答させていただきます。

ごみゼロコンテストにつきましては、当初のこちらが予定しておりました想定参加者数を下回ったということでございまして、結果、商品代が10万円不用になったということで、今回、減額させていただいたということでございます。

ごみゼロプロジェクト会議の開催につきましては、組織しております区長会、あるいは婦人会、議会の皆様方及び公募された一般の町民の方ということで開催をしておりますが、今年度につきましては、特化した事項及び協議していただく突発的な内容等が見当たらなかったため、今回につきましては未開催に至ったということでございます。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 それでは、町長が発せられていらっしゃるもったいない宣言事業はある程度、町民の方々に一定の理解が得られて、もう会議をする必要がないというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 小島裕司議員のご質問に対しご回答させていただきます。

もったいない宣言の推進につきましては、環境課といたしましては、今のところ終わりはないというふうに思っております。我々環境課、あるいはサステイナブルおおき、環境プラザ職員と連携いたしまして、4月には、各地区の分別、収集のサポート、あるいは毎週日曜日には来庁されます町民の方々への啓

発と、今後とも緩むことなく行ってまいりたいということで考えております。

以上です。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 42ページの特定不妊治療助成金についてお伺いいたします。

悩んでいる方には大変心強い事業だと思えますけれども、残念なことに5件しか利用される方がいらっしゃらなかったという説明でしたけれども、周知の仕方とか、何かそういう工夫された点があれば、お話しいただきたいと思えます。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 2番、野口裕子議員のご質問にお答えいたします。

周知については、健康ガイドブックのところにも特定不妊治療について載せておりますし、また、ホームページ等とか、あと、子育て支援センターとかにも置いていると思いますが、あと、窓口ですね。さらなる呼びかけをしたいなと思っています。

現在、5件ということですけど、今、何件か予定が入ってはいるんですけど、これまでは、大体もう予算が足りるか足りないかぐらい、ぎりぎりいっぱい使っておりました。今年度がたまたま非常に少なかったということでございます。

以上、回答いたします。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 環境課長に1点聞きます。

44ページ、塵芥焼却処理委託料594万8,000円の減額、これについて、説明では、焼却ローテーションの見直しにより減額、不用額が出たというふうに私はお聞きをしたと思うんだけど、具体的にどういったことなのか、どういったことをやって、こんなに経費が不必要となったのかということの説明をいただきたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 北島好昭議員のご質問に対しご回答させていただきます。

塵芥焼却処理委託料の減額についてでございますが、本町におけるごみの減量化に伴いまして、いわゆる燃やすごみが減量になったわけでございます。

これに伴いまして、今まで人員として10人かかっておりましたところを、1名減の9人ということで、しかも運転時間2時間の縮小ということもございまして、処理委託料の減額ということに至ったわけでございます。

以上でございます。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 確認ですけど、要は本町内の可燃物の搬出の削減努力が実って、要は、施設に対する搬入量が減りましたと。だから、処理が不必要となりましたということかな。

議長 よろしいですか。

北島好昭議員 その確認だけでも結構です。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 北島議員のご質問に対しご回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、大木町の町民の方々のご協力によりまして、ごみの減量化、燃やすごみの減量化に伴いまして、運転体制の変更により、減額に至ったということでございます。

以上でございます。

議長 答弁の補足があるようでございますので、答弁を許します。益田副町長。

副町長 北島議員の質問に補足してお答えしたいと思います。大川焼却センターの人員体制が少なく済んだということと作業時間が短く短縮できた。これは当町だけのことではなくて、大川市のほうもごみの減量に取り組んでおられますので、そのお互いの成果を合わせて、こういう時間短縮に結びつけることができたということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　確認なんだけど、全体的にその結果が出て、縮小したんですよということですね。はい。

議長　ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　40ページ、健康課だと思います。予防接種事業の委託料で、減の820万が出ております。これは予防接種は対象はおおむね何の予防接種で、教えてください。

議長　答弁を許します。田中健康課長。

健康課長　10番、古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

予防接種は大きく分けて、子供の予防接種と高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種というふうに大きく分かります。子供の予防接種については、赤ちゃん訪問のときに、こういうスケジュールでいきますということをして一人一人にご説明して行っております。接種忘れがあった場合は、就学时健診でも接種勧奨しております。また、個別通知も行っております。

高齢者のインフルエンザ定期接種と高齢者肺炎球菌についても、インフルエンザについては全戸配布のチラシで勧奨し、高齢者肺炎球菌については個別に通知をしておりますが、なかなか個別通知だけでは十分な勧奨ができていないということで、さらに勧奨のやり方を考えたいなと思っているところです。

以上で答弁を終わります。

議長　10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　　今、いわゆる年度末ですよ、に要するに、三角を出すべきなのか、ある程度、要するに、9月とか、そういうところで見込まれたのか、そこら辺の、それが無理だったという、今でなければできなかったのかというのをお聞きしたいんですけど。

議長　　答弁を許します。田中健康課長。

健康課長　　10番、古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

　　予防接種が年間通してあるものと、時期が限られているものがあります。高齢者インフルエンザは、10月から12月というのを期間にしておりますので、大体11月、12月が駆け込みで、実績が上がるのが1月、2月になってまいります。

　　ということで、どうしても9月とか12月では額が確定ができないということで、3月にこういう形で減額をさせていただいているところが現状でございます。

　　答弁を終わります。

議長　　ほかに質疑ございますか。

　　質疑なし

議長　　では、43ページ、6款農林水産業費から順次説明をお願いいたします。

産業振興課長 6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費は、人件費に関する補正でございますが、財源について、農業委員会職員の人件費の一部として交付される県交付金の増額内示を受け、財源内訳補正を行っております。

3 目農業振興費で6 0 9 万9, 0 0 0 円の減額補正をお願いしております。

1 9 節負担金補助及び交付金、同額です。

内訳としまして、土地利用型農業振興事業費の力強い水田農業確立事業補助金の3 万6, 0 0 0 円は、福岡県より農地集積交付金の割当内示を受け、予算を計上するものでございます。

また、大木町農業振興総合支援事業の2 2 万5, 0 0 0 円は、新規作物の導入支援として、ブロッコリーの作付拡大などに伴い増額補正を行うものでございます。

農業担い手支援事業の利子補給補助金6 4 万円の減額及び農業次世代投資事業交付金5 7 2 万円の減額は、助成交付額の確定による補正でございます。

以上でございます。

建設水道課長 5 目農地費1 2 万1, 0 0 0 円の補正です。

2 2 節補償補填及び賠償金で、同額です。

説明欄にあります農村環境整備事業、こちらの施行時に発生した事業損失に対する補償について、今回合意に至り、補償金を支出するものです。

6 目地籍調査費2 5 0 万円の補正です。

1 3 節委託料で同額です。

次のページをお願いします。

発生予算として計上しておりました官民境界画定のためや、道路後退用地の

寄附申込みに対する測量業務の委託費用が不足しているため補正をお願いするものです。

9目クリーク管理保全対策費マイナス100万円の減額補正です。

18節備品購入費で同額です。大型草刈り機の購入に際し、入札残が生じたため減額をするものです。

10目農地整備費マイナス140万円の減額補正です。

18節備品購入費でマイナス140万円の減額補正。

19節負担金補助及び交付金で同額です。

筑後市との市町の境における水路整備について協議をした結果、本町側については、筑後市サイドでの整備方針に沿って事業を執り行わないとする旨決定いたしましたため、工事負担金予算の全額を減額をするものです。

以上です。

産業振興課長 13目施設園芸型農業振興事業費で921万9,000円の増額補正をお願いしております。

19節負担金補助及び交付金、同額です。今回お願いしています2つの補助事業は、いずれも昨年発災しました大雨による被害及び台風災害の復旧事業費の予算でございますが、県費によります県単事業分を減額し、国庫補助事業を活用した予算への組替え及び新たに採択されました被害復旧事業費を計上しているものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費で3,038万円の減額補正をお願いしています。

12節役務費92万5,000円の減額は、消費税の引上げに伴う国策として実施していますプレミアムつき商品券事業に係る郵便代、13節委託料11

2万9,000円の減額は、商品券製造供給、回収及び換金データ提供に係る委託業務費の確定によるもの。

19節負担金補助及び交付金2,832万6,000円の減額の内訳として、実行委員会負担金10万円は、負担金が不要となったことから減額するもの、また、プレミアムつき商品券交付金2,750万円は商品券販売代金の予算の減額でございます。

利子補給補助金72万6,000円は、中小企業融資預託金利子補給としての額の確定による減額補正でございます。

続きまして、4目地方創生費で777万2,000円の減額補正をお願いしています。

1節報酬361万5,000円の減額は、移住定住推進事業費の地域おこし隊員の報酬であります。年度途中で希望退任をされました隊員分の報酬を減額するものでございます。

8節報償費1万6,000円の減額及び9節旅費6,000円の減額は、出会い応援事業の有識者等の謝金及び費用弁償として計上しておりましたが、不要となったため減額するものでございます。

13節委託料43万2,000円の減額は、地域ポイントに係る作業委託料として計上したのですが、作業の集約化等により減額補正を行うものでございます。

48ページの上段でございますが、19節負担金補助及び交付金370万3,000円の減額は、地域おこし協力隊の活動に必要な経費に対して交付するものですが、年度途中で希望退任をされました隊員分や執行残を減額補正するものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 8 款土木費、1 項道路橋梁費、2 目道路維持費マイナス 2, 250 万円の減額補正です。

内訳として、15 節工事請負費でマイナス 2,000 万円。内容としては、12 月に補正予算として議決いただきました町内 4 か所の道路かさ上げ工事について、国の財政優遇措置を受けられる見込みとなったため、令和 2 年度予算へ組み替えるべく、今回、全額を減額するものです。

次に、16 節原材料費でマイナス 250 万円の減額です。内容としては、道路補修材料費を執行見込額に合わせて減額をするものです。

続いて、3 目道路新設改良費マイナス 4,853 万 3,000 円の減額補正です。

48 ページ右側、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

道路新設改良費は充当財源である歳入予算の交通安全対策特別交付金を減額したことによる財源項目の補正となります。

次に、自転車歩行者道整備事業、こちらは事業全体でマイナス 5,563 万 3,000 円。

未就学児等交通安全対策事業は 710 万円の増額の補正となっております。

内訳として、自転車歩行者道整備事業では、説明欄にありますとおり、13 節委託料から 22 節補償補填及び賠償金まで減額をいたしております。これらは、令和元年度における補助事業採択率がよくなかったこと、同じく、元年度における事業の進捗状況から、執行終了分を判断し、補助金の枠内で執行するべく調整した結果、翌年度事業へ先送りすることとなったため、各費目の予算額を調整し減額をいたしているものです。

また、新規事業になりますが、未就学児等交通安全対策事業、こちらは工事

請負費として710万円を計上いたしております。こちらについては、未就学児が日常的に集団で移動する経路、これについての緊急交通安全点検を実施しまして、出された要望について、町が実施すべきものについて国の予算が成立し、補助事業として実施することとなったため、今回、予算化をするものです。

ちなみに、4目の橋梁長寿命化点検修繕事業費は、起債借入額の変更によって、財源が変わるために財源の内訳の補正という形で計上いたしております。

4項住宅費、2目空き家対策費マイナス50万円の減額補正です。

49、50ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金で同額です。老朽空き家の解体費用の一部を補助する制度において、申請状況から減額をするものです。

以上です。

総務課長 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費461万7,000円の減額補正を計上しております。

19節負担金補助及び交付金、同額です。経年劣化しました三瀦消防署の救助工作車の更新整備に当たり、当初の計画より有利な起債の活用ができることとなったため、負担金の減額を行うものでございます。

2目非常備消防費54万4,000円の減額補正を計上しております。

1節報酬30万円の減額です。欠員並びに年度途中で退団をしました消防団員報酬の減額でございます。

14節使用料及び賃借料5万8,000円の減額です。消防出初め式会場の整地用機械借上料の不用額の減額でございます。

18節備品購入費18万6,000円の減額です。小型動力ポンプ付積載車購入費の入札残でございます。

3目消防施設費52万3,000円の減額補正を計上しております。

12節役務費、同額です。昨年10月から消防サイレンの吹鳴箇所を5か所から3か所に見直したことにより、消防指令専用回線占用料の減額でございます。

4目水防費69万4,000円の減額補正を計上しております。

13節委託料、同額です。水防法の改正に伴いますハザードマップ作成費につきまして、国庫補助事業を活用して行った際の入札残でございます。

以上でございます。

学校教育課長兼生涯学習課長 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費62万7,000円の減額補正を計上しております。

13節委託料マイナス45万円は、次のページをお願いいたします。

教職員の健康診断において、別の制度による人間ドックを受診するなどにより、健康診断委託料に不用額が出たことによるものです。

3目教育力向上支援事業費215万5,000円の減額補正を計上しております。

7節賃金マイナス175万円は、小学校非常勤講師について、県費負担の講師を任用できたことにより、不用になったものでございます。

8節報償費マイナス30万円は、中学校学習支援サポーターに係る謝金に不用額が出たことによるものです。

13節委託料マイナス10万5,000円は、情報教育支援業務委託に係る契約残により不用額が出たことによるものです。

2項小学校費、1目学校管理費1,714万8,000円の減額補正を計上しております。

1 1 節需用費マイナス80万円は、各小学校の電気代に不用額が生じる見込みであることから減額するものです。

1 2 節役務費マイナス66万円は、学校ICT環境の更新整備において、当初、センターサーバー方式を予定し、その回線使用料として計上しておりましたが、政府の教室の高速大容量の通信ネットワーク整備と児童・生徒1人1台のタブレット配布の実現化を目指すGIGAスクール構想に取り組んでいくため、クラウド方式をメインとする内容に計画変更したことで、不用になったものです。

1 4 節使用料及び賃借料マイナス1,568万8,000円は、各小学校に備えている校務支援システムに係るパソコン等の機器類の更新整備を先ほど説明いたしましたGIGAスクール構想に取り組むため、整備を延期したことにより、リース代に不用額が生じたことによるものです。

2 目教育振興費70万円の減額補正を計上しております。

2 0 節扶助費、同額です。これは就学援助費に不用額が生じる見込みであることから減額するものです。

3 項中学校費、1 目学校管理費431万5,000円の減額補正を計上しております。

1 1 節需用費20万円は、光熱水費に不足が生じる見込みであることから、増額補正をお願いするものです。

1 4 節使用料及び賃借料マイナス451万5,000円は、先ほど説明いたしましたGIGAスクール構想に取り組むため、小学校と同様に、中学校に備えている校務支援システムに係るパソコン等の機器類の更新整備を延期したことにより、リース代に不用額が生じたことによるものです。

2 目教育振興費185万5,000円の減額補正を計上しております。

19節負担金補助及び交付金14万5,000円は、次のページをお願いいたします。

中体連の新人大会において、県大会出場助成金に不足が出たことによるものです。

20節扶助費マイナス200万円は、就学援助費に不用額が生じる見込みであることから減額するものです。

4項社会教育費、4目文化財保護費及び6目生涯学習まちづくり推進費については、それぞれ財源内訳補正を行っております。

5項保健体育費、2目保健体育施設費495万円の減額補正を計上しております。

13節委託料、同額です。総合体育館大規模改修工事実施設計の入札残による489万円の減額をするほか、若宮広場の除草作業に係る委託料について、同広場を使用しなくなったことにより、その費用6万円を減額しております。

6項学校給食共同調理場費、1目調理場管理費135万3,000円の減額補正を計上しております。

7節賃金では、不要となる臨時職員の賃金を120万円減額するほか、次のページをお願いいたします。

13節委託料では、冷蔵庫及び冷凍庫を変えたことにより、点検委託料の一部が不要となったため、10万5,000円を減額しております。

以上です。

こども未来課長 7項幼稚園費、1目幼稚園費10万7,000円の減額補正をお願いしております。

19節負担金補助及び交付金の同額で、これは私立幼稚園就園奨励金ですが、

幼児教育の無償化の制度改正により、10月分より、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉費、保育所等運営費からの支払いとなりましたので、不用額が見込まれるためでございます。

以上でございます。

建設水道課長 11款災害復旧費、2項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目公共施設等災害復旧費で2,692万2,000円の補正をお願いしております。

昨年9月の台風第17号災害により、本町環境プラザ内に設置しております液肥貯留槽2基の天幕部分及び支柱が破損したため、全面的な貼り替え、また、支柱の設置など復旧工事が必要なため、今回補正をお願いするものでございます。

13節委託料で77万円を計上しております。災害復旧における管理業務委託料としまして29万7,000円及び設計業務委託料としまして47万3,000円でございます。

15節工事請負費で2,615万2,000円を計上しております。液肥貯留槽2基の復旧工事費でございます。

なお、財源の内訳としましては、国の廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金としまして、事業費の2分の1に当たる1,307万5,000円、また、残額につきましては起債措置を行うこととしております。

以上でございます。

議長 以上で、6款農林水産業費から10款教育費までの歳出に関する所管課長の説明を終わります。

質疑ございませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　質問がないようですから、1点、建設課長に尋ねます。

46ページ、筑後市との市町境界の水路整備の負担金を満額減額ということなんですけど、説明を聞いたら、要は筑後市が行う水路工事に負担金という形で大木町も整備しようという当初の予定だったんだけど、筑後市の工法が思わしくないのか、気に入らないのか知らないけど、お願いしないことにしたと。だから、その負担金も出さないようにしたということに聞こえたんだけど、そうなった場合、取り残された大木町分の水路改修というのはどのように、課長、今後は考えているのか、その点をお聞きしたいと思って。

議長　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　ご質問にお答えいたします。

少し経緯をお話しさせていただきます。当初、平成31年当初予算において、そういう話が筑後市のほうから協議があったということで予算化しておりました。その後、令和に入って、筑後市と具体的な協議をする中で、筑後市の工法が、いわゆる水路の真ん中に小さなかまちを入れて、あとは全部埋め立てるという提案でした。

本町としては基本的に水路についてはできるだけ断面を確保してきている歴史がありますので、当然、そういう形ではできないということと、あと、筑後市との境目、これは実際は高橋の南側、大木町の一番南側の筑後市との境になるんですが、非常に境界が確定できないぐらいずれている現状があります。

境界線は、筑後市のほうの境界線も大木町のほうの境界線も現況の水路の中

には入っているんですが、境界を画定するためには、下手をしたら、面積の変更、市域、町域の変更までなってきますので、そこについては、やるとしても非常に時間がかかることになるので、そういったものも勘案しまして、今回、筑後市側について、そういう工事についての協議は少しできないよという回答をいたしたわけです。

現況、じゃ、どうなったかといいますと、筑後市側は、筑後市側のいわゆる田と水路の接点といいますか、いわゆる水路ののり面ですね、ここについて、張りコンをしたと、要はのり面を保護する張りコンをして、もう終わったという状況です。

お尋ねの大木町側の水路はどうするんだという話ですが、現場においてはまだ大木町の町内で散見されるような水路ののり面が大きく崩壊して、即座に手を入れないと、いわゆる田の使用に非常に支障を来すと、そういう状況には全然まだありませんので、今のところは様子を見ておくということで、十分のり面から田までのいわゆるあぜもとれて、畦畔も十分ありますし、特段、大木町側の田の利用者の方から要望が出ているわけでもありませんので、本町側としては、取りあえず当面の間は静観をしたいということで結論としております。

以上です。

議長　　6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　経過について分かりました。大木町側の判断についても、それでいいだろうというふうに思うんですが、なかなか大木町は堀ばかりの町ですから、なかなか水路の整備が進まないということで、今まで多くの町民の皆さんからも苦情等も出てきておる中では、やっぱり今後、できるだけ他町と

接するような部分に関しては共同工事ということで、幾らかでも負担も減ると
いうことで、前向きに考えていてもらいたいというふうに思うところです。
今回の判断についてはそれですとしていただろうと思います。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　非常備消防費についてお尋ねいたします。

消防団員が不足しての不用額が出たということですがけれども、先日、女性消
防団員のほうも募集をしているという話を伺いました。現状をお話しいただけ
ますでしょうか。

議長　答弁を許します。境総務課長。

総務課長　大木町消防団員の確保の現状でございます。消防団員の定数は1
68名でございます。そのうち、女性団員として10名を本部付でしておる
ところでございます。

現在、まず、定数割れと申しますか、それが発生している状況と申しますの
は、1つは、従来は報酬等を分団、部ごとにお支払いしていたという、そうい
った経緯があったんですが、それを様々な諸般の事情により、個々の口座のほ
うにお支払いをするように変更したと、そういったことに伴いまして、消防団
員の住所要件でありますとか、実際の出動状況、勤務状況等について厳格化を
図ったところでございます。

そういったところで、定数割れとなる団員が何名か出てきている、現状は5

名というふうにしております。そのうち、女性消防団員が2名でございます。一般団員が3名でございます。

女性消防団員の確保については、なかなか勧誘等をしているところでございますが、今のところ成果が上がっていないというものでございまして、今後、これまでもやってきておりましたが、町内の、やはり女性の多く勤務、雇用されてあります、例えばこれまでもやってきておりますが、JAさんでありますとか、そういった、ほかの企業さん、そういったところのほうに勧奨に回りたいと、消防団のほうを中心に勧奨に回りたいというふうにご考えておるところでございます。

それから、団員のほうについては欠員が出ているのは、ごく一部の部において出ているものでございますので、そういう部分につきましては、該当する部の部長でありましたり、該当分団の分団長、副分団長と十分協議をしていながら、確保に向けた取組を今後も継続して、していきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 46ページの地域おこし隊のことでお尋ねします。

昨年6月に一般質問したときは5名の方がいらっしゃっていたんですね。現在4名になっているんですね。この方は何を専門にされていて、いつお辞めになられたのか、お尋ねしたいです。

もう一つ、一緒によろしいでしょうか。学校教育の、52ページの教育力向上支援事業のところ、175万円の分は県費で分かりました。もう一つ、報

償費と委託費がよく私が理解できなかったので、マイナスの理由をもう一度教えてください。

以上です。

議長　　まず初めに、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　お尋ねの地域おこし協力隊員の退任の件でございますけれども、6月議会におきましては5名ということでお話をさせていただいております。4月に1人辞められておりまして、この方は匠の技術伝承者ということで、久留米餅の関係で隊員になられておりましたが、4月のうちに辞められております。したがって、6月の答弁におきましては5名ということでお話をしております。それで、もう1人退任、その後されまして、その方は6月でございますけれども、この方は農村耕し隊の隊員でございます。その方が退任されまして、5名が4名になったということで答弁をしております。

以上でございます。

議長　　続きまして、野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　　ご質問にお答えいたします。

報償費の学習サポーター謝金でございますけれども、中学校の学習サポーターが、計画では一応6名を予定しておりましたけれども、4名しか任用できなかったため、いわゆる人材がいなかったということで減額しております。

以上です。

議長 5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 一緒に委託料のことをお尋ねしましたけど。

議長 同じところの委託費ということでよろしいですか。

古賀靖子議員 はい、そうです。

議長 野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 これについては、情報教育支援業務ということで、委託業務ですけれども、一応契約した分について、安く契約ができたので、その契約残という形での減額でございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 直接、その収支には関係ありませんけど、今回のコロナウイルスの感染拡大防止のために学校が休校になりました。いろんな自治体の中では、今、学校給食の件で、返金をするとか、そういったいろんな類いのテーマが一つの課題となっておりますが、大木町の学校給食としては、学校給食費の返金とか、そういったことはどのような方向で考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、3月2日から臨時休校しておりますので、3月分については返還するという形で対応しております。

正確に申しますと、卒業する今の6年生、中学3年生については返還すると。在校生については4月分に振り替えるという手続を行うということで考えております。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 返還されるということでございますが、その場合の予算措置は、専決での返金、この中では上がってこないから、こういった形になるのか。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 給食費については、一応受益者負担ということで、町の予算等については、いわゆる支出とは関係ございませんので、この予算には出てこないということになります。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 一部負担はなかったんですね。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

補助金、助成金については当然、給食がありませんので、支給はしないという形になります。

したがって、今回は減額補正はしておりませんが、決算で、その分は余ってくるということになるかと思えます。

以上です。

議長 ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 46ページ、商工振興事業、プレミアムつき商品券交付金の三角の2、750万、これをもう少し詳しく説明願いたいと思えます。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 古賀議員の質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券交付金につきましてでございますが、当初、該当者が2,000名ということで当初予算をお願いいたしまして、5,000万円を組ませていただいたところではございますが、実際は900名がその対象になったということで確定をいたしました。率といたしましては45%の方ということになります。

それで、販売額が確定することに伴いまして、5,000万円組ませていただいたものについて減額をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 これは国のやっぱりあれがまずかったんですかね、結果としては。やっぱりあまりあれが評判がよくなかったということですかね。使いにくかったということですかね。たしか生活困窮者というか、そういう方を対象にしていたんじゃないですかね。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 今回の国の事業で、プレミアムつき商品券ということで、低所得者及び3歳未満の世帯保護者ということで、これは件数が、大木町、2,000名の予算と言いましたけど、大体これも全体の7割、8割程度で見込んでおりました。

実際、その半分以下ということで、これは近隣自治体、どこもかなり申請が悪かったということを伺っております。

この周知に関しましても、手続上はいろんな形で周知しまして、1月の段階では、まだ未購入者、未申請者にも勧奨通知も特別に行いましたけど、若干、それから購入者もありましたけれども、やはり、当初の見込みよりも、全国の自治体でも思うほどの申請購入はなかったということでございます。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長　以上で歳出に関する質疑を終結いたします。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。的場会計課長。

会計課長　予算書のほう、15ページ、16ページをお願いいたします。

歳入予算補正について説明いたします。

8款1項1目地方特例交付金478万9,000円の補正です。内容としましては、住宅借入金等特別税額控除分と軽自動車税減収補填特例交付金、いずれも額が確定したことにより、計上しております。

9款1項1目地方交付税1億3,635万7,000円の補正です。普通交付税の額の確定により増額分を計上しております。

10款1項1目交通安全対策特例交付金40万円の減額補正です。交通安全特別対策交付金の額が確定したことにより計上しております。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金187万の減額の補正です。保育料の無償化が減額の主な理由でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料76万の減額補正です。保育料の無償化が減額の主な理由でございます。

5目教育使用料1万円の補正です。みんなの広場の使用料でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金685万5,000円の減額の補正です。

7節国民健康保険基盤安定負担金27万8,000円は額が確定したことで計上しております。

14節児童手当負担金713万3,000円の減額は、給付額の減額によるものでございます。

2目衛生費国庫負担金61万3,000円の減額補正です。

1節保健衛生費負担金は同額です。感染症予防事業等国庫負担金は額が確定したことにより計上しております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金9万6,000円の補正です。

1節総務管理費補助金は同額です。内容としましては、住宅建築物安全ストック形成事業45万円の減額及び通知カード・個人カード関連事務委任交付金54万6,000円は、いずれも額が確定したことによる計上でございます。

次のページをお願いします。

2目民生費国庫補助金489万4,000円の減額です。

3節児童福祉費補助金は2万7,000円の補正です。額が確定したことにより計上しております。

5節地域生活支援事業費等補助金492万1,000円の減額です。障害者支援事業に係る額が確定したことにより計上しております。

3目衛生費国庫補助金1,306万3,000円の補正です。

1節保健衛生費補助金は同額です。がん検診推進事業費1万2,000円の減額は額が確定したことによるものでございます。また、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金1,307万5,000円は、台風で破損しました環境プラザ内にあります液肥貯留槽の補修費として計上しております。

4目土木費国庫補助金2,634万6,000円の減額です。

1節土木費補助金は同額です。社会資本整備総合交付金272万円及び防災

安全交付金 2, 206万6, 000円の減額は、いずれも事業費額が確定したことによる増減額の補正でございます。

5目教育費国庫補助金は23万9, 000円の減額です。

1節小学校補助金11万1, 000円の減額は、学校施設環境改善交付金の補助金が確定したことにより計上しており、3節幼稚園費補助金12万8, 000円の減額は、補助金の額の確定により減額分を計上しております。

6目商工費国庫補助金625万円の減額です。

1節商工費補助金は同額です。プレミアムつき商品券事業に伴うもので、支援業務委託料が確定したことや、商品券販売に係るプレミアム分の額が確定したことにより計上しております。

3項委託金、2目民生費委託金19万2, 000円の補正です。

1節社会福祉費委託金は同額です。国民年金事業に伴うシステム改修費の補助金を計上しております。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金283万4, 000円の減額の補正です。

6節国民健康保険基盤安定負担金から18節民生委員推薦会負担金まで、それぞれ額が確定したことにより計上しております。

2目衛生費県負担金4万1, 000円の補正です。未熟児養育医療費への県負担金の確定により増額分を計上しています。

3目県事務移譲交付金3, 000円の補正です。

2項県補助金、1項総務費県補助金87万5, 000円の減額の補正です。

1節総務管理費補助金は同額です。右側説明欄の2件の事業の申請に対し、額が確定したことにより、その増減額を計上しています。

2目民生費県補助金303万6, 000円の減額の補正です。

2 節子ども医療費補助金から、次のページをお願いいたします。

5 節児童福祉補助金は、右側説明欄のいずれも額が確定したことにより、その増減額を計上しておるところでございます。

3 目衛生費県補助金 7 万 9, 0 0 0 円の補正です。

1 節保健衛生費補助金は同額です。右側説明欄の事業に対し、額が確定したことにより、その増減額を計上しております。

4 目農林水産業費県補助金 3 9 6 万 7, 0 0 0 円の補正です。

1 節農業費補助金は同額です。右側説明欄の事業に対し、額が確定したことにより、増減額を計上しています。なお、下から 2 番目の農業振興対策推進事業費補助金及び福岡県農業経営対策事業費補助金は、施設園芸農業においての大雨被害、台風災害における復旧事業に係る補助金の組替えでございます。

6 目農業費補助金 9 万円の減額の補正です。事業費の額が確定したことにより、その増減額を計上しております。

3 項委託金、1 目総務費委託金 1, 0 0 0 円の減額の補正です。

2 節戸籍住民基本台帳費委託金は同額です。

1 5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 8 万 9, 0 0 0 円の減額の補正です。それぞれ、普通財産貸付収入の予算の差額分を計上しております。

2 目利子及び配当金 2 4 万 6, 0 0 0 円の補正です。一括運用基金の利息の収入額の見込額を上回ったことによる増額分を説明欄の財政調整基金から、大木町公共施設整備基金までの各基金へ配分し、計上しております。

1 6 款寄附金、1 項寄附金、2 目総務費寄附金 3 億 3, 3 7 5 万 6, 0 0 0 円の補正です。歳出でも申し上げましたとおり、ふるさと納税増加に伴い、計上しています。

17 款繰入金、次のページをお願いいたします。

1 項 1 目繰入金 4 億 1, 000 万円の減額です。繰入金の不用額が生じたため、財政調整基金並びに大木町公共施設整備基金からの繰入れを減額するものがございます。

18 款 1 項 1 目繰越金 1, 421 万 9, 000 円の補正です。前年度繰越金を追加で計上しております。

19 款 諸収入、5 項 雑入、2 目 雑入 1, 564 万 9, 000 円の減額の補正です。説明欄上から 6 番目、プレミアムつき商品券販売代金マイナス 2, 200 万円を計上しています。商品券の購入されなかった差額分でございます。

3 目 過年度収入 154 万 3, 000 円の補正です。説明欄にありますとおり、いずれも前年度精算分として追加給付される額を計上しております。

20 款 1 項 町債、1 目 臨時財政対策債 3, 640 万 8, 000 円の減額です。借入れの額が確定したことにより、計上しております。

3 目 衛生債 1, 300 万円の補正です。

1 節 衛生債は同額です。廃棄物処理施設災害復旧事業債として追加で計上しております。

5 目 土木債 1, 950 万円の減額です。説明欄にありますとおり、自転車歩行者道整備事業及び橋梁長寿命化点検修繕事業については、事業費確定により起債額の減額分を計上しております。また、未就学児等交通安全対策事業につきましては、追加で計上しております。

6 目 消防債 40 万の減額の補正です。

1 節 消防債は同額です。充当先事業の額が確定したことに伴い、減額分を計上しております。

以上で、議案第 11 号令和元年度大木町一般会計補正予算（第 5 号）につい

での説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。歳入に関する質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第13、議案第11号令和元年度大木町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第11号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を3時10分といたします。

休憩	14時55分
再開	15時10分

議長　　それでは、定刻となりましたので、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程第14、議案第12号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、日程第15、議案第13号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号、議案第13号については一括議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第12号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,944万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

続きまして、議案第13号のほうをお願いします。

議案第13号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,577万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第12号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について及び議案第13号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計について、歳出予算の保険給付費の減額や一般会計からの繰入金額の減額等に伴い、令和元年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ579万円を減額し、それぞれの合計を17億9,944万2,000円として計上するとともに、後期高齢者医療特別会計について、保険給付費精算額及び一般会計からの繰入金額の確定に伴い、令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ95万5,000円を追加し、それぞれの合計を1億8,577万2,000円として計上するものでございます。

いずれも、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 提出者からの提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長 議案第12号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号) からご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費38万5,000円の補正でございます。令和3年3月よりマイナンバーを保険証として使えるようになり、そのためのソフトウェア開発に伴う委託料の補正でございます。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金630万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金、同額でございます。出産育児一時金につきましては28件で予算計上しておりましたが、13件を見込んでおり、15件分を減額するものです。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療費給付費分から3目介護納付金分までにつきましては、一般会計からの繰入金額の確定に伴う財源内訳補正でございます。

9款諸支出金、次のページをお願いいたします。

1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金償還金、23節償還金利子及び割引料12万5,000円の補正でございます。平成30年度福岡県国民健康保険普通交付金精算金でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金25万6,000円の補正をお願いしております。歳出でお願いしておりますマイナンバーを保険証として使うためのソフトウェア開発に伴う委託料補助として38万5,000円の3分の2でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金 3 3 2 万円の補正をお願いしております。特別交付金による収入でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 9 3 6 万 6, 0 0 0 円の減額補正をお願いしております。先ほど一般会計の補正でご説明いたしました交付金の確定等によるものでございます。

1 節保険基盤安定繰入金 7 7 万 5, 0 0 0 円。

2 節出産育児一時金繰入金 4 2 0 万円の減額。当初、2 8 人分で計上していましたが、歳出でご説明し、1 5 件分を減額することに伴い、繰入金も減額するものです。

3 節財政安定化支援事業繰入金 5 9 4 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、議案第 1 3 号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

歳出よりご説明いたします。

1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節負担金補助及び交付金 2 0 万円の減額でございます。平成 3 0 年度分の一般会計繰入金精算金でございます。

3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、2 8 節繰出金 1 1 5 万 5, 0 0 0 円の補正でございます。平成 3 0 年度分の一般会計繰入金精算金でございます。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料 5 1 6 万 6, 0 0 0 円の補正をお願いしております。

2目普通徴収保険料300万円の減額補正をお願いしております。当初見込みより特別徴収の対象者が多く、逆に普通徴収の対象者が少なかったため、1目を増額し、2目を減額するものです。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金280万9,000円の減額補正でございます。基盤安定負担金の額の確定に伴うものでございます。

4款1項1目繰越金159万8,000円の補正でございます。前年度繰越金決定確定に伴う補正でございます。

以上で、特別会計に関する補正予算の説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第12号、議案第13号について質疑ございませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 12ページの部分で、念のため確認なのですが……

議長 益田議員、どちらの12ページ、12号か13号か。

益田隆一議員 12号ですね。出産育児一時金のところの部分ですね。当初、町が予定していたのが何人ぐらいの出産予定で、結果、何人になったか、もう一度お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 7番、益田隆一議員のご質問にお答えいたします。

当初、28件分で予算計上しておりました。現在のところ、13件を見込んでおり、15件分を減額するものです。

以上で終わります。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 この28というのは、大体、例年の予定としてこれぐらい出産されるだろうと想定した数字だったということですよ。ということは、これは、今年は予想以上に少なかったということなんですかね、単純な話。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 益田隆一議員のご質問にお答えいたします。

当初、25年、26年度ぐらいはそんなに件数がなかったんですけど、27年、28年度ぐらいに急に増えたんですね。恐らく、新規就農の関係だろうと思います。

一般の出生数と比例しなく、こちらが上がったということで、国民健康保険の出生数が割合に高くなりました。昨年度ぐらいから落ち着いて、減少傾向にあり、今年度、減額補正をお願いするものです。

以上で終わります。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 別に、これは批判とかいう話ではなくて、逆に心配しているところだったんですよ。本来であれば、出生率が減っている中、28が13に、半分以下になったというのは、もうこれ、普通に考えて、人口減少プラス子供も減っているという単純な計算なんですけど、これは別に健康課に限らず、全体的に町が見直さないといけない、見直さないっておかしいですね、何らかの対策を練らないと、来年もまた減りましたという話で、どんどん減っていくと、子育てしやすいまちというのが、やはりもう一度、この辺のところも考え直すべきなのかなというところなんですけど、別にこれは何て返答はないんですけど、やはり……

議長 感想ということでよろしいですか。

益田隆一議員 そうですね。感想で。ちょっと思った次第でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号、議案第13号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって議案第12号、議案第13号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第14、議案第12号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第12号本案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第13号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第13号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第14号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）第1条、令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）第2条、予算第4条本文括弧書きを、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,192万2,000円は、減債積立金1,412万4,000円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金2,779万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入を次のとおり補正する。

（科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）という順番で読み上げます。

収入、第1款資本的収入2億6,942万1,000円、三角の1,062万5,000円、2億5,879万6,000円。

第1項負担金2,092万1,000円、三角の1,062万5,000円、計1,029万6,000円。

次のページをお願いします。

（継続費）第3条、既定の継続費の年割額を次のとおり改める。款、項、事

業名、総額、補正前、補正後。

資本的支出、配水管路耐震化事業費、第1期配水管路耐震化事業、総額16億6,123万5,000円、27年度8,680万2,000円、補正後同額です。平成28年度1億9,834万1,000円、補正後同額。平成29年度3億3,583万円、補正後同額です。平成30年度2億8,977万4,000円、2億7,680万2,000円。令和元年度2億6,319万3,000円、補正後2億9,409万6,000円。令和2年度2億7,639万5,000円、補正後2億7,894万6,000円。令和3年度1億5,653万3,000円、補正後1億5,653万3,000円。令和4年度5,432万7,000円、補正後3,384万5,000円。

令和2年3月4日提出、大木町水道事業、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第14号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、資本的収支のうち、工事負担金収入を1,062万5,000円減額し、資本的収入の計を2億5,879万6,000円とするものでございます。なお、資本的支出額に対して不足する額も増加することから、積立金等から補填する額も改めるものとなります。

また、第3条の継続費は、配水管路耐震化事業において、決算額が確定したことなどにより、当該年度ごとの年割額を改めるものとなります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第14号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書3ページの令和元年度大木町水道事業会計補正予算実施計画書をお開きください。

資本的収入のほうで、1款資本的収入、1項負担金、2目工事負担金、こちらでマイナス1,062万5,000円の減額補正を計上しております。内容としては、県道の工事に併せて、配水管の仮設工事を実施する予定だったものが、県の工事の遅れによって実施できなくなったことで、当該分で県へ請求すべき工事負担金相当額を減額するものなどとなっております。

戻りまして、1ページの第2条をお願いします。

今回の補正予算により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、こちらは累計で6,192万2,000円となりますが、減債積立金1,412万4,000円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金2,779万8,000円をもって補填することといたしております。

最後に2ページをお願いします。

平成27年度より8か年の継続事業として、配水管路耐震化事業を推進しておりますが、継続費について、平成30年度の決算額、令和元年度の決算見込額及び令和2年度の予算額、こちらに対応するよう、年割額をそれぞれ表の補

正後の額のとおりに改めております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第14号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第16、議案第14号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第14号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号令和2年度大木町一般会計予算についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第15号令和2年度大木町一般会計予算。

令和2年度大木町一般会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億7,900万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが

できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は6億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第15号令和2年度大木町一般会計予算についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度の大木町一般会計予算について、厳しい財政事情の中、真に必要な事業への選択と集中をさらに進めた予算編成を行ったものであり、歳入歳出総額をそれぞれ61億7,900万円、前年度当初比4.3%、2億5,700万円の増として計上するものでございます。

まず、歳入につきましては、町税は全体で前年度当初比0.9%、1,235万円増の13億7,199万4,000円を計上しております。地方譲与税は前年度当初比3.4%、246万5,000円増の7,500万円、各交付金は地方財政計画の計画値に準じ、計上しております。地方交付税も地方財政

計画に準じ、前年度当初比10.3%、1億4,000万円増の15億円を計上しています。国庫支出金は、施設型給付費負担金や障害福祉サービス費等負担金などにより、前年度当初比2.5%、1,838万7,000円増の7億6,697万4,000円を計上しております。県支出金は、産地パワーアップ事業補助金、多面的機能支払交付金、施設型給付費負担金等により、前年度当初比5.6%、3,742万8,000円増の7億152万8,000円を計上しております。繰入金は財政調整基金から3億1,000万円、公共施設整備基金等から1億520万円とし、前年度当初比33.8%減、2億1,180万円減の4億1,520万円を計上しております。町債は、各事業に基づき、前年度当初比50.8%、1億9,060万円増の5億6,600万円を計上しております。

町債の発行につきましては、今後も財政規律の確保を念頭に地方交付税の反映を考慮しつつ、かつ金利情勢も加味した上で適切な範囲での活用を図ってまいります。

なお、自主財源と依存財源の構成比を見ますと、繰入金的大幅な減少、分担金及び負担金、私立保育料の減少などで、自主財源比率、自主財源36.5%、依存財源63.5%となり、自主財源の割合が前年度当初比で7.9%減少しております。

次に、歳出予算を目的別に見ますと、議会費、前年度当初比0.7%、50万1,000円増の7,263万6,000円、総務費は前年度当初比2.9%、2,169万8,000円増の7億7,856万6,000円、民生費は前年度当初比4.4%、1億61万2,000円増の23億8,817万4,000円、衛生費は前年度当初比マイナス1.4%、766万7,000円減の5億4,877万9,000円、農林水産業費は前年度当初比17.5%、

8,388万2,000円増の5億6,323万8,000円、商工費は前年度当初比マイナス23.4%、3,877万8,000円減の1億2,669万4,000円、土木費は前年度当初比27.8%、6,578万1,000円増の3億248万4,000円、消防費は前年度当初比1.8%、350万2,000円増の1億9,903万3,000円、教育費は前年度当初比2.1%、1,432万9,000円増の7億945万1,000円、公債費は前年度当初比2.8%、1,314万円増の4億8,494万5,000円をそれぞれ計上しております。

また、歳出予算を性質別に見ますと、義務的経費は前年度当初比8.6%、2億3,753万円増の30億612万2,000円となっております。このうち人件費は会計年度任用職員制度の導入などに伴い、前年度当初比21.6%、2億267万4,000円増の11億3,957万4,000円、扶助費は自立支援給付費などの増額により前年度当初比1.6%、2,183万4,000円増の13億8,172万1,000円となっております。一般行政経費は前年度当初比マイナス4.7%、8,807万5,000円減の17億6,649万9,000円となっております。このうち物件費は会計年度任用職員制度の導入などにより、前年度当初比マイナス15.4%、1億7,571万6,000円減の9億6,194万8,000円、維持補修費は前年度当初比マイナス6.7%、191万9,000円減の2,652万8,000円となっております。補助費等はふるさと納税返礼品などにより前年度当初比13%、8,956万円増の7億7,802万3,000円となっております。

投資的経費は全て普通建設事業費で、前年度当初比19.2%、1億2,181万3,000円増の7億5,485万円となっております。そのほかの経費では、出資金等がマイナス16.8%、2,814万6,000円減の1億

3, 976万8, 000円となっております。

なお、令和2年度末の基金残高の見込みといたしましては、財政調整基金15億8, 400万円、減債基金3億1, 500万円、その他特定目的基金10億8, 644万円、土地開発基金2億7, 275万円となっています。

これらの基金につきましては、令和2年度中も経費削減を徹底し、可能な限り取崩し額の縮減に努めてまいります。

以上が令和2年度一般会計当初予算の概要でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。

議案書31ページ、1款議会費より2款総務費まで順次お願いをいたします。
的場会計課長。

会計課長 それでは、歳出予算から説明いたします。

予算書の31ページ、32ページをお開きください。

1款1項1目議会費7, 263万6, 000円、前年度と比べ50万1, 000円の増となっています。これにつきましては、費用弁償や会議録作成委託料など議会議員の諸活動に要します経費を計上しています。

以下の説明につきましては、新規並びに拡充事業や主なものなどを説明し、また、人件費につきましては、議員、常勤の特別職及び一般職員、再任用職員並びに会計年度任用職員の給与及び共済費として11億474万2, 000円を計上しています。

以降の説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

総務課長　　2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度比731万9,000円減の2億7,428万4,000円を計上しております。減額の主な内容は、本年度から臨時非常勤職員制度から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、これまで一般管理費で一括計上しておりました臨時非常勤職員の社会保険料等を配属先の予算科目に移行したことによるものでございます。

主な予算の内容を、予算説明欄の事業ごとに説明させていただきます。

まず、一般管理費として34ページをお願いいたします。

改正地方公務員法の施行による非常勤特別職の見直しに伴い、行政区長の報償費として2,128万3,000円、シルバー人材センターに委託します庁舎管理委託料744万1,000円、マイクロバス運転委託料200万円、公共施設に設置しておりますAEDの賃借料としまして141万7,000円、公用車並びに災害時の非常用電源として活用いたします電気自動車1台の購入費411万9,000円、行政区に対し交付します地域連絡調整推進助成金940万円。

36ページをお願いいたします。

木造戸建住宅耐震改修補助金180万円など合計6,957万5,000円を計上しております。

続きまして、職員人材育成事業では、職員のスキルの向上を図るための研修機関などへの派遣旅費115万5,000円、研修等負担金68万6,000円など合計245万8,000円を計上しております。

続きまして、職員健康対策事業では、職員のストレスチェックや再任用及び会計年度任用職員の総合健診などの健康診断委託料92万円や、職員の総合健診等負担金71万6,000円など合計215万2,000円を計上しております。

2目文書広報費、前年度比6万5,000円増の925万9,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

文書広報費では、後納郵便料及び切手、はがきなどの通信運搬費465万8,000円、例規システムのデータ作成業務委託料及び使用料などを計上しております。

以上でございます。

会計課長 3目財政管理費280万6,000円、前年度と比べ1,000円の減となっております。

支出の主なものでは、新地方公会計事業における財務書類作成支援業務委託料264万円、前年度と同額でございます。

続きまして、4目会計管理費199万8,000円、前年度と比べ2万3,000円の減となっております。主なものとしましては、指定金融機関派出所事務に係る負担金110万円を計上しています。

以上でございます。

総務課長 5目財産管理費、前年度比256万2,000円増の4,005万2,000円を計上しております。増額の主な内容は、非常用発電設備点検委託料や、庁舎等の修繕などに係る工事請負費の増額によるものです。財産管

理費では、庁舎西別館及び子育て交流センターの電気、水道料などの光熱水費 6 0 1 万 2, 0 0 0 円、非常用発電設備の点検委託料 7 1 5 万円、清掃管理委託料 8 5 8 万円。

4 0 ページをお願いいたします。

公有物件借地借上料 3 7 0 万円及び庁舎屋上に設置しております消火補給槽の取り替え並びに西別館南面の塗装工事費 3 8 3 万 7, 0 0 0 円など合計 3, 9 9 6 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

また、公共施設マネジメント推進事業として 9 万円を計上しております。

以上でございます。

企画課長 6 目企画費で前年度比 6, 1 3 1 万 6, 0 0 0 円増の 2 億 1, 5 2 1 万 2, 0 0 0 円をお願いしております。これは、主にふるさと納税事業に係る寄附者の増加に伴います返礼品代や専門サイトの利用等が増加したことによるものでございます。

説明欄のほうをご覧くださいと思います。

以下、事業ごとに説明いたします。

企画費では、主に令和 3 年度から取り組む第 6 次大木町総合計画の策定に要するアドバイザーへの謝金が 1 0 0 万円、費用弁償が 1 0 1 万円のほか、久留米広域市町村圏事務組合負担金 1 4 6 万 8, 0 0 0 円をはじめとする各種協議会負担金、地方バス路線維持補助金 3 0 0 万円など 7 1 1 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

次に、情報通信網整備維持管理事業では、主に I C T 基盤整備ケーブル保守委託料 2, 1 9 8 万 1, 0 0 0 円や、I C T 基盤整備使用料として 4 7 2 万 8, 0 0 0 円など、2, 7 9 3 万円を計上しております。

続きまして、広報広聴事業でございます。これは、主に広報おおき等の印刷製本費242万2,000円や、町ホームページのリニューアルを含めた保守運営委託料387万2,000円のほか、新たな取組といたしまして、町のPR動画の作成及び地域おこし協力隊員の雇用など情報発信業務委託料として460万円など1,118万7,000円を計上しております。

次に、ふるさと納税事業でございます。こちらのほうは3億円を積算基礎額に、主に寄附者への返礼品料9,000万円をはじめ、返礼品の送料2,755万8,000円や専門サイトの利用料3,300万円のほか、次ページのほうをお願いいたします。

寄附者への控除証明書の発行や返礼品の発送手配等をクリエイティブおおきのほうに業務委託をしております。その委託料として1,430万円など1億6,827万4,000円を計上しております。

最後に、男女共同参画推進事業では、主に男女共同参画に関する施策等について意見を伺うための審議会委員報酬6万8,000円をはじめ、子育てやDV、セクハラなど女性のあらゆる悩みの相談窓口であるおおき女性ホットラインへの業務委託料39万6,000円、男女共同参画に関する学びや活動を支援する助成金22万5,000円など70万3,000円を計上しております。

以上でございます。

総務課長 7目公平委員会費、前年度と同額の1万8,000円を計上しております。公平委員会委員3人分の報酬でございます。

8目交通安全対策費、前年度比16万6,000円増の241万5,000円を計上しております。交通安全対策費では大川大木交通安全協会補助金142万9,000円、高齢者運転免許証自主返納支援助成金63万円などを計上

しております。

以上でございます。

会計課長 9目財政調整基金費351万1,000円、前年度と比べ68万8,000円の減となっております。右側説明欄にありますとおり、各基金への積立金及び繰出金を計上しています。

以上でございます。

総務課長 10目情報処理費、前年度比256万8,000円増の5,143万5,000円を計上しております。増額の主な内容は、総合行政システムのリプレースに伴うデータ移行プログラム設計開発及びマイナンバーに係る中間サーバーの更新に伴う委託料並びに負担金が増額するものでございます。

情報処理費では、専用及び一般帳票や窓空き封筒の印刷製本費630万6,000円。

44ページをお願いいたします。

総合行政システム関連機器及びソフトの保守委託料1,489万5,000円、データ移行プログラムなどの設計開発委託料1,098万円、中間サーバーの更新に伴いますVPN装置導入設定委託料110万円、総合行政システム関連機器及びソフトのリース料として640万7,000円、マイナンバーに係ります中間サーバーの更新など地方公共団体情報システム機構負担金623万4,000円などを計上しております。

以上でございます。

企画課長 11目まちづくり活性化推進事業費で前年度比351万円減の1,

922万2,000円をお願いしております。これは、主に花のある町づくり推進事業、春日つながりサロン運営事業を終了したことなどから減額になったものでございます。

説明欄のほうをご覧ください。

まず、まちづくり活性化推進事業費では、主に一般財団法人ひしのみ国際交流センター補助金200万円など203万7,000円を計上しております。

次に、土地対策及び景観土地利用計画推進事業では、主に景観土地利用施策に対する必要な意見を求めるための審議会委員報酬3万6,000円など6万2,000円を計上しております。

続きまして、校区・地域コミュニティ推進事業では、主に各校区コミュニティセンターの光熱水費201万円をはじめ、大溝校区コミュニティセンターの施設賃借料224万4,000円、校区や地域の独自活動を支援する地域づくり活動支援助成金865万7,000円など1,609万1,000円を計上しております。

次に、都市農村交流事業でございます。

次ページのほうをお願いいたします。

この事業では、主に本年度で16回目を迎えます、さるこいフェスタの事務を大莞活性化委員会へ委託する事業推進委託料として82万5,000円など90万9,000円を計上しております。

最後に、夢あふれるまちづくりプロジェクト推進事業は、まちづくりに寄与する夢あふれるアイデアを町民の皆様から募集し、夢あふれるまちづくり基金とふるさと納税寄附金の一部を使って実現していくための事務で、本年度から新規に実施する事業でございます。主に、提案された事業の選定委員への報償費4万5,000円など12万3,000円を計上しております。

以上でございます。

総務課長 13目防災諸費、前年度比658万9,000円減の1,266万4,000円を計上しております。減額の主な内容は、大木町防災行政無線のバッテリー交換、アンプ修繕及び新しく災害対策費用の職員時間外勤務手当や保険料を増額する一方で、防災行政無線戸別受信機購入費や福岡県防災行政通信ネットワーク設備再整備事業に関する負担金の減額などによるものでございます。

まず最初に、防災体制推進事業では、新しく災害発生時の職員の時間外手当や消防団員の費用弁償などを対象とする災害対策費用保険料65万6,000円、戸別受信機購入費用104万5,000円など226万3,000円を計上しております。

自主防災組織育成事業では5万9,000円を、防災設備等整備管理事業では大木町防災行政無線のアンプ修繕料90万円、操作卓、拡声装置、子局及び携帯無線機などのバッテリー交換工事費528万円など793万2,000円を計上しております。また、ブロック塀等撤去促進事業では、ブロック塀等撤去補助金として55万円を計上しております。

14目安全・安心まちづくり推進事業費、前年度比15万6,000円減の455万3,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。

防犯体制推進事業では、大川・大木地区防犯協会負担金62万7,000円など78万6,000円を計上しております。

防犯設備整備管理事業では、電柱設置25か所及び鋼管柱設置4か所、合計29か所分のLED防犯灯新設工事費として110万8,000円を、防犯灯

や防犯カメラの修繕料128万5,000円など、合計376万7,000円を計上しております。

以上でございます。

税務町民課長 2項徴税費、1目税務総務費、前年度対比878万3,000円減の7,253万6,000円をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

税務総務費963万9,000円をお願いしております。主なものは、地番図、家屋図修正業務委託料として287万1,000円、土地評価見直し業務委託料220万円をお願いしております。

続きまして、次のページ、49、50ページをお開きください。

使用料として国税連携・年金特徴システムサービス使用料128万1,000円をお願いしております。

2目賦課徴収費、前年度対比55万7,000円減の821万7,000円をお願いしております。

主な歳出は、役務費、通信運搬費として納税通知書等の郵送料336万7,000円をお願いするものです。

償還金、過誤納金等払戻金として450万円をお願いするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、前年度対比240万2,000円増額の4,706万7,000円をお願いしています。

説明欄をお願いいたします。

戸籍費1,289万7,000円をお願いしています。主なものは、戸籍総合システム保守サービス業務委託料165万円。

次のページ、51、52ページをお願いいたします。

戸籍情報システム改修委託料149万6,000円、戸籍付票システム改修委託料492万8,000円、戸籍総合システムソフト使用料145万2,000円、戸籍総合システム機器リース料310万1,000円をお願いしています。

マイナンバー関連事務事業885万5,000円をお願いしております。主なものは、地方公共団体情報システム機構負担金として845万2,000円をお願いしております。

続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、前年度対比同額の46万2,000円をお願いしております。選挙管理委員会の運営に要する経費です。

2目選挙啓発費、前年度対比6万3,000円増の25万円をお願いしています。明るい選挙啓発に要する経費でございます。

参議院議員選挙費、県知事・県議選挙費、町議会議員選挙費は廃止科目です。以上です。

企画課長 次のページのほうをお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。

説明欄中段の統計調査総務費をご覧いただきたいと思います。

主に県統計協会の負担金など7,000円を計上いたしております。

続きまして、2目各種統計調査費で前年度比203万8,000円増の430万8,000円をお願いしております。これは、本年が国勢調査の調査年であることから、増額となったものでございます。

説明欄の各種統計調査費をご覧いただきたいと思います。

1節報酬が、主に国勢調査に係る調査員及び指導員の報酬として370万円、10節需用費が国勢調査をはじめとする各種調査に係る地図ソフトや複写機、

トナー代の事務用品代として消耗品費 45万7,000円など 430万8,000円を計上しております。

以上でございます。

会計課長 6項監査委員費、1目監査委員費 84万5,000円、前年度と比べ 1,000円の増となっております。監査委員の活動に要する経費で、主なものとして、委員報酬 55万6,000円を計上しています。

以上です。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれにて延会します。次回は、明日3月5日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 16時05分